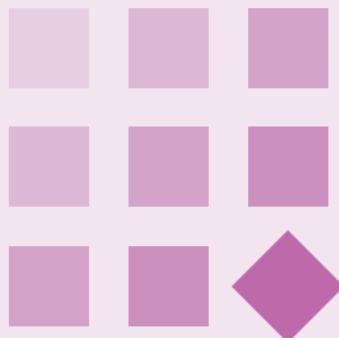


やっかん

ご契約のしおり・約款



無配当〈終身介護年金保険〔総合型〕〉



この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。
また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。



はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことのを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。





目次

ご契約のしおり

●主な保険用語のご説明	6
-------------	---

「スーパー介護年金プランVタイプ」について

●「スーパー介護年金プランVタイプ」の特長としくみについて	10
●「スーパー介護年金プランVタイプ」のお支払について	12
●「要介護状態」などの定義について	15
●「確定年金支払」・「公的介護保険制度連動年金支払」への移行について	16
●「確定年金支払」に移行した部分について	18
●「公的介護保険制度連動年金支払」に移行した部分について	19

お支払いできない場合について

●お支払いできない場合について	21
-----------------	----

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

●お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例	24
---------------------------------	----

お申込にあたって

●申込書・告知書はご自身で正確にご記入ください	26
●生命保険募集人について	26
●クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)	27
●保険料などをお払込みいただく際のご注意	28
●保険証券などについて	28
●現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ	28
●告知と告知義務について	29
●告知が事実と相違する場合	30
●保障の開始	31

保険料のお払込について

●保険料のお払込方法(回数)	32
●保険料のお払込方法(経路)	32
●保険料の前納	33
●保険料のお払込が不要となった場合のお取扱	34
●保険料払込の猶予期間と失効	35
●ご契約の復活	35
●お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合	36
●保険料のお払込が困難な場合	38

ご契約後について

●解約と解約払戻金について	39
●保険金等のご請求手続について	41
●保険金等のお支払の時期について	41
●「指定代理請求特約」について	43
●ご契約の内容の変更	46
●管轄裁判所について	48

その他生命保険に関するお知らせ

●被保険者による解約請求について	49
●お受取人による保険契約の存続(介入権)について	50
●個人情報の取扱いについて	51
●「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について	55
●「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社 などの保険契約などに関する情報の共同利用について ..	56
●「生命保険契約者保護機構」について	58
●税法上のお取扱について	62

約款・特約条項

約款・特約条項

終身介護年金保険(総合型) 普通保険約款	66
確定年金支払移行特約	88
公的介護保険制度連動年金支払移行特約	91
指定代理請求特約	96
団体取扱特約〔A〕	99
団体取扱特約〔B〕	101
保険料口座振替特約	103
保険料クレジットカード支払特約	108

別表

別表	112
----	-----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

- ① 保険用語の意味を
知りたい

主な保険用語の
ご説明

P6

- ② 申込を撤回したい

クーリング・オフ
制度

P27

- ③ 健康状態などの告
知について知りたい

告知と告知義務に
ついて

P29

- ④ いつから保障が開
始するのか知りたい

保障の開始

P31

- ⑤ この保険のしくみが
知りたい

「スーパー介護年
金プランVタイプ」

P10

「確定年金支払」に
移行した部分につ
いて

P18

「公的介護保険制度
連動年金支払」に移
行した部分について

P19

保険料について

- ⑥ 保険料の払込方法
を変えたい

保険料の
お払込方法(回数)

P32

保険料の
お払込方法(経路)

P32

- ⑦ 効力を失った保険を
もとに戻したい

ご契約の復活

P35

ご契約後について

- ⑧ 保険金等の請求手
續について知りたい

保険金等のご請求
手續について

P41

- ⑨ 保険金などが受取
れないケースにつ
いて知りたい

お支払いできな
い場合について

P21

お支払いできる場合、
またはお支払いできな
い場合の具体的な事例

P24

- ⑩ 受取人が請求できな
い場合の給付金などの受
取りについて知りたい

「指定代理請求特約」
について

P43

- ⑪ 保険を解約したい

解約と解約払戻金
について

P39

- ⑫ 保険料や保険金など
にかかる税金につ
いて知りたい

税法上のお取扱いに
ついて

P62

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

あ

受取人【うけとりにん】

給付金・保険金・年金などを受取る人のことをいいます。

か

解除【かいじょ】

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約【かいやく】

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約払戻金【かいやくはらいもどしきん】

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

給付金・保険金・年金など【きゅうふきん・ほけんきん・ねんきんなど】

被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

契約応当日【けいやくおうとうび】

ご契約の後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。

(例) 契約日が2016年12月1日の場合

「年単位の契約応当日」は2017年12月1日、2018年12月1日、2019年12月1日と、以後の毎年の12月1日が該当します。

契約年齢【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年未満の端数については、切り捨てて計算します。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。

契約日【けいやくび】

契約年齢や保険期間などの計算の基準日をいいます。

告知義務【こくちぎむ】

ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在のご健康の状態、ご職業など、当社がおたずねすることからについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。その義務を告知義務といいます。

告知義務違反【こくちぎむいはん】

告知内容が事実と相違していた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することがあります。

さ

失効【しっこう】

保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障が無い状態になり、給付金などをお支払いできることになります。

指定代理請求人【していだいりせいきゅうにん】

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって給付金などを請求できるよう、あらかじめ指定された代理請求人です。(指定代理請求特約)

主契約【しゅけいやく】

約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことをいいます。

準用【じゅんよう】

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。

診査【しんさ】

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。

責任開始期(日)【せきにんかいしき(び)】

当社がご契約上の保障を開始する時期(日)をいいます。

た

第1回保険料相当額【だいいっかいほけんりょうそうとうがく】

ご契約のお申込の際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料のお払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は**払込期月【はらいこみきげつ】**

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいい、年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

生命保険の対象として保険（保障）がつけられている人のことをいいます。

復活【ふっかつ】

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査が必要になり、健康状態によっては復活できないこともあります。

保険期間【ほけんきかん】

給付金・保険金などを保障する期間のことをいいます。

(例)60歳満期の場合の保険期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（ご契約の内容の変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。「ご契約のしおり」では、ご契約者（ごけいやくしゃ）と記載しています。

保険証券【ほけんしょうけん】

給付金額・保険金額・年金額、保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険媒介者【ほけんぱいかいしゃ】

募集代理店、保険募集人などの保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

保険料【ほけんりょう】

ご契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料積立金【ほけんりょうつみたてきん】

将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

保険料払込期間【ほけんりょうはらいこみきかん】

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

(例) 60歳払済の場合の保険料払込期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

ま

免責事由【めんせきじゆう】

当社は、ご契約成立後、被保険者の入院・手術・死亡などの支払事由に対して給付金・保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

や

約款【やっかん】

ご契約についての取り決めを記載したもので、普通保険約款、特約条項、別表があります。

「スーパー介護年金プランVタイプ」について

「スーパー介護年金プランVタイプ」の特長としくみについて

「スーパー介護年金プランVタイプ」は、「終身介護年金保険〔総合型〕」に低解約払戻金特則（低解約払戻金割合を指定する方法：70%）を付加した商品です。

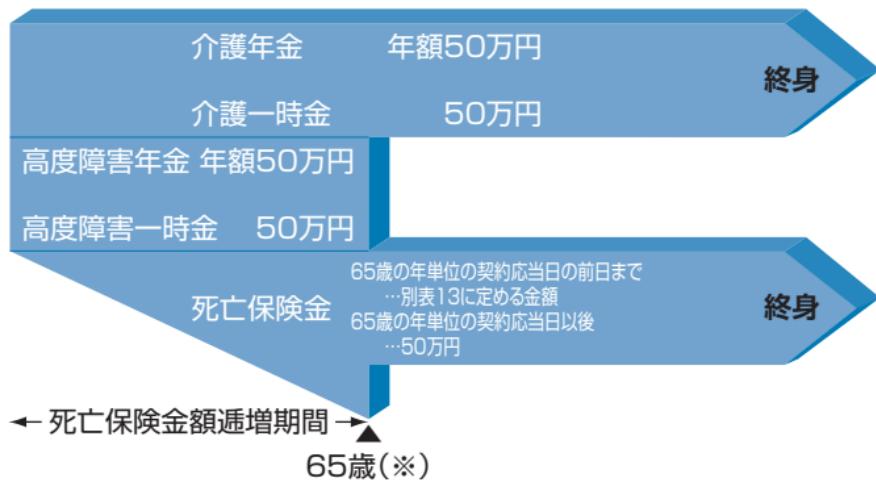
【特長】

- ① 保障は一生涯続きます。低解約払戻金期間中の解約払戻金を抑えることにより、保険料が割安になっています。
- ② 「介護一時金・高度障害一時金」の保障があります。
- ③ 所定の「要介護状態」が所定の日数以上継続している限り、「介護年金」をお支払いします。
- ④ 介護年金は、「終身コース」と「10年コース」（※）があります。
- ⑤ 所定の「高度障害状態」が所定の日数以上継続している限り、死亡保険金額遞増期間満了まで「高度障害年金」をお支払いします。
- ⑥ 介護年金または高度障害年金をお支払いした場合には、保険料のお払込を免除します。
- ⑦ 死亡保険金額遞増期間の満了する時に、将来の保障を変更することが出来ます。（「確定年金支払」「公的介護保険制度連動年金支払」）

※「10年コース」は、介護年金支払限度特則（10年）を付加したもので、120ヶ月を限度として介護年金を支払います。

〈ご契約の例〉

- ・死亡保険金額遞増期間満了年齢：満65歳
- ・基準介護年金年額：50万円



(※) 死亡保険金額遞増期間満了年齢が満65歳の場合の死亡保険金額遞増期間は、満65歳に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までとなります。

〈低解約払戻金期間〉

- ・低解約払戻金期間とは、被保険者の年齢が低解約払戻金期間満了年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。
- ・低解約払戻金期間中の解約払戻金は、低解約払戻金特則を付加しない場合の解約払戻金の70%となります。
- ・低解約払戻金期間満了年齢は、死亡保険金額遞増期間満了年齢に応じてつぎのとおりとなります。

死亡保険金額遞増期間満了年齢	低解約払戻金期間満了年齢
満60歳	満59歳
満65歳	満64歳
満70歳	満69歳
満75歳	満74歳

解約と解約払戻金についての項に記載の〈解約払戻金のしくみ(例)〉をご覧ください。

「スーパー介護年金プランVタイプ」のお支払について

名称	支払事由	支払額	受取人	支払限度
介護一時金	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①所定の「痴ほう(認知症)による要介護状態」が3か月以上継続したとき</p> <p>②所定の「寝たきりによる要介護状態」が6か月以上継続したとき</p>	基準介護年金年額	介護年金受取人	保険期間を通じ一回
介護年金	<p>つぎのいずれかに該当しているとき</p> <p>①所定の「痴ほう(認知症)による要介護状態」が3か月以上継続しているとき</p> <p>②所定の「寝たきりによる要介護状態」が6か月以上継続しているとき</p>	$\text{(基準介護年金年額} / 12) \times \text{継続月数}$ <p>[1円未満を四捨五入]</p> <p>(10年コースの場合は120か月を限度)</p>	介護年金受取人	—
高度障害一時金	死亡保険金額遞増期間中に所定の「高度障害状態」に該当し、その状態が6か月以上継続したとき	基準介護年金年額	被保険者	保険期間を通じ一回

名称	支払事由	支払額	受取人	支払限度
高度障害年金	死亡保険金額遞増期間中に所定の「高度障害状態」に該当し、その状態が6か月以上継続しているとき	(基準介護年金年額／12) × 死亡保険金額 递増期間中の 継続月数 [1円未満を 四捨五入]	被 保 險 者	—
死亡保険金	死亡したとき	①死亡保険金額 递増期間中： 巻末の別表13 に定める金額 ②死亡保険金額 递増期間経過後： 基準介護年金年額	死 亡 保 險 金 受 取 人	—

- ・介護年金と高度障害年金のそれぞれの支払事由に該当した場合、介護年金と高度障害年金を重複してお支払いします。
- ・介護一時金と高度障害一時金は重複してお支払いしません。
- ・所定の「要介護状態」に該当し、介護年金をお支払いしている場合、新たに介護年金の支払事由に該当しても、重複してお支払いしません。
- ・所定の「高度障害状態」に該当し、高度障害年金をお支払いしている場合、新たに高度障害年金の支払事由に該当しても、重複してお支払いしません。

- つぎの免責事由に該当した場合には、年金などをお支払いできません。

名称	免責事由
介護年金・ 介護一時金	(1) 契約者、被保険者または介護年金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の自殺行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱 (5) 被保険者の薬物依存
高度障害年金・ 高度障害一時金	(1) 契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の自殺行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡保険金	(1) 責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

* 戦争その他の変乱による危険の増加が会社の計算の基礎によぼす影響が少ない場合には、当社は年金などを全額または削減して支払います。

● 保険料の払込免除

- ・ 介護年金または高度障害年金をお支払いした場合には、所定の「要介護状態」、「高度障害状態」に該当した日(認定日)の後の保険料のお払込を免除します。ただし、所定の「要介護状態」、「高度障害状態」に該当しなくなったときには、保険料のお払込が必要となります。
- ・ 保険料のお払込を免除している場合には、ご契約の内容の変更はお取扱しません。
- ・ 約款に定める免責事由に該当した場合には、保険料のお払込を免除しません。

「要介護状態」などの定義について

● 「痴ほう(認知症)」の定義

- ・「痴ほう(認知症)」とは、つぎのすべてに該当し、約款および巻末の別表32に規定されている「器質性痴呆」をいいます。
 - * 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - * 正常に成熟した脳が、器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

● 「痴ほう(認知症)による要介護状態」の定義

- ・「痴ほう(認知症)による要介護状態」とは、つぎのすべてに該当する状態をいいます。
 - * 「痴ほう(認知症)」と診断確定されていること
 - * 意識障害のない状態で、つぎのいずれかの見当識障害があること
 - (1)季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
 - (2)今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
 - (3)日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

● 「寝たきりによる要介護状態」の定義

- ・「寝たきりによる要介護状態」とは、常時寝たきり状態で、つぎのすべてに該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。
 - * ベッド周辺の歩行が自分ではできること
 - * つぎの(1)～(4)のうち2項目以上が自分ではできること
 - (1)衣服の着脱
 - (2)入浴
 - (3)食物の摂取
 - (4)大小便の排泄後の拭き取り始末

「確定年金支払」・「公的介護保険制度連動年金支払」への移行について

- ・「終身介護年金保険〔総合型〕」（主契約）の死亡保険金額遙増期間の満了する時に、主契約の「介護・死亡保障」を、「確定年金支払」または「公的介護保険制度連動年金支払」のいずれかへ移行することができます。
- ・「確定年金支払」・「公的介護保険制度連動年金支払」への移行については、事前にご案内します。

● 「確定年金支払」への移行について

- ・「確定年金支払移行特約」を付加することによって、主契約の死亡保険金額遙増期間の満了する時に、主契約の保障のすべてまたは一部を「確定年金支払」へ移行することができます。
- ・「確定年金支払移行特約」の締結日は、主契約の死亡保険金額遙増期間の満了の日の翌日となります。
- ・第1回年金支払日は締結日となります。なお、「年金支払日」は、実際の年金の支払日とは異なることがあります。ご請求に必要な書類が当社に到着した日以後にお支払いします。
- ・つぎの場合には、「確定年金支払」への移行をお取扱しません。
 - (1) 主契約の保険料払込期間が終身のとき（主契約を歳満期払済または払済保険へ変更することによってお取扱できます。）
 - (2) 主契約の保険料払込期間満了までの保険料が払込まれていないとき
 - (3) 主契約の介護年金が支払われていて、死亡保険金額遙増期間の満了の日を含んで所定の「要介護状態」が継続しているとき
 - (4) 主契約の高度障害年金が支払われていて、死亡保険金額遙増期間の満了の日まで所定の「高度障害状態」が継続しているとき
 - (5) 「スーパー介護年金プランVタイプ 10年コース」の場合で、死亡保険金額遙増期間の満了の日までに主契約の介護年金のお支払が限度（120か月）に達しているとき
 - (6) 「確定年金支払」へ移行する部分について、「確定年金支払移行特約」の締結日における基本年金額が会社の定める金額を下まわるとき
 - (7) その他、会社の定める条件を満たさないとき

●「公的介護保険制度連動年金支払」への移行について

- ・「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」を付加することによって、主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する時に、主契約の保障のすべてまたは一部を「公的介護保険制度連動年金支払」へ移行することができます。
- ・「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日は、主契約の死亡保険金額遞増期間の満了の日の翌日となります。
- ・つぎの場合には、「公的介護保険制度連動年金支払」への移行をお取扱しません。

- (1) 主契約の保険料払込期間が終身のとき（主契約を歳満期払済または払済保険へ変更することによってお取扱できます。）
- (2) 主契約の保険料払込期間満了までの保険料が払込まれていないとき
- (3) 主契約の介護年金が支払われていて、死亡保険金額遞増期間の満了の日を含んで所定の「要介護状態」が継続しているとき
- (4) 主契約の高度障害年金が支払われていて、死亡保険金額遞増期間の満了の日まで所定の「高度障害状態」が継続しているとき
- (5) 「スーパー介護年金プランVタイプ 10年コース」の場合で、死亡保険金額遞増期間の満了の日までに主契約の介護年金のお支払が限度(120か月)に達しているとき
- (6) 「公的介護保険制度連動年金支払」へ移行する部分について、「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日ににおける保険料積立金が会社の定める金額を下まわるとき
- (7) 「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日の前日までに要介護認定または要支援認定の申請が行われたとき
- (8) その他、会社の定める条件を満たさないとき

「確定年金支払」に移行した部分について

〈ご契約の例〉

主契約（死亡保険金額遞増期間満了年齢：満65歳）に「確定年金支払移行特約」（年金支払期間：5年）を付加した場合

支
払支
払支
払支
払支
払

「確定年金支払」に移行した部分（年金）

▲
満65歳

= 「確定年金支払移行特約」の締結日

名称	支払事由	支払額	受取人
年 金	年金支払期間中のつぎの年金支払日(※)に生存しているとき ①第1回年金支払日 この特約の締結日 ②第2回以後の年金支払日 第1回年金支払日の年単位の応当日	基本年金額	年金受取人

※年金は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日以後にお支払いしますので、実際の着金日は、支払事由の年金支払日とは異なることがあります。

●年金の支払額（基本年金額）について

毎年の年金の支払額は、「確定年金支払移行特約」の締結日における保険料積立金をもとに、所定の利率により計算しますので、主契約のご契約時点で定まるものではありません。

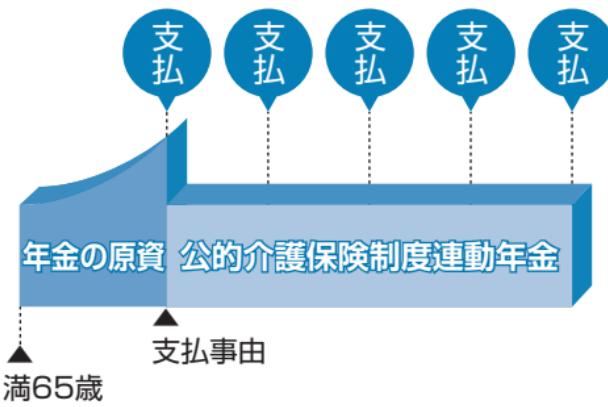
●年金の一時支払について

年金支払期間中、いつでも、未払の年金の現価に相当する金額をご請求できます。また、被保険者が死亡した場合には、未払の年金の現価に相当する金額を一時にお支払いします。

「公的介護保険制度連動年金支払」に移行した部分について

〈ご契約の例〉

主契約（死亡保険金額遞増期間満了年齢：満65歳）に「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」（公的介護保険制度連動年金の請求の際に指定された年金支払年数：5年）を付加した場合



満65歳

=「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日

名称	支払事由	支払額	受取人
連動年金 公的介護保険制度	「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日前に要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがなく、締結日以後初めて要介護認定または要支援認定を受けたとき	基準年金額	年金受取人

● 年金支払年数について

受取人は、第1回の公的介護保険制度連動年金のご請求の際に、所定の範囲（3年～10年の間）で年金支払年数を指定してください。

● 公的介護保険制度連動年金の支払額について

- ・毎年の公的介護保険制度連動年金の支払額は、つぎのとおり計算します。
 - * この特約の締結日における保険料積立金をもとに、会社所定の率により年金支払開始日までの期間に応じた年金の原資を計算します。
 - * 上記の年金原資をもとに、年金支払開始日における会社所定の利率により、年金支払年数に応じた基準年金額を計算します。
 - * 基準年金額は、主契約のご契約時点で定まるものではありません。

● 公的介護保険制度連動年金の一時支払について

- ・年金支払開始日以後、いつでも、未払の公的介護保険制度連動年金の現価に相当する金額をご請求できます。また、最後の年金支払日前に被保険者が死亡した場合には、未払の公的介護保険制度連動年金の現価に相当する金額を一時にお支払いします。

● 払戻金のお支払について

- ・受取人からご請求があった場合や、公的介護保険制度連動年金の支払事由が生じる前に被保険者が死亡した場合には、払戻金をお支払いします。払戻金は、「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日における所定の利率（予定利率より低い率となります。）、締結日からの経過年月数により計算します。

お支払いできない場合について

● 支払事由に該当しない場合

- ・つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき
 - (1) 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じたケガにより所定の「要介護状態」、「高度障害状態」に該当したとき
 - (2) 責任開始期前に「痴ほう（認知症）」と診断確定されたことがあるとき
 - (3) 死亡保険金額遙増期間の満了した後に、所定の「高度障害状態」に該当したとき
 - (4) 約款に定める「要介護状態」、「高度障害状態」などの要件を満たさないとき

● 免責事由に該当した場合

 詳しくは、主契約のお支払についての項をご覧ください。

● 告知義務違反による解除の場合

● 保険料のお払込みが行われず契約が失効した場合

● 重大事由による解除の場合

 重大事由については、**重大事由とは…** の項をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・この場合、すでにお払込いただいた保険料は戻しません。

● 法令等に基づく対応の場合

 詳しくは、**法令等に基づく対応について** の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・重大事由とはつぎのことをいいます。
(1) 契約者、被保険者または保険金などの受取人が保険金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
(2) 保険金などの請求に関して保険金などの受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
(3) 他の保険契約との重複によって、保険金額などの合計額が著しく過大であるとき
(4) 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
(5) 契約者、被保険者、保険金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき(※3)
(6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
(7) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)までと同等の重大な事由があるとき
- ・上記に定める事由が生じた後に、保険金などの支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じていたときは、当社は保険金などのお支払または保険料のお払込の免除を行いません。
(上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金などの受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金などのうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金などを除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることをいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社はご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金は行いません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

※経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局（OFAC）のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

ご案内

保険金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

● 支払事由に該当しない場合

〈介護年金／介護一時金〉

お支払いする場合	○	解説
責任開始期以後に発生した交通事故によるケガにより所定の「寝たきりによる要介護状態」に該当した場合		保険金などは、責任開始期以後に発病した疾病または生じたケガを原因とする場合をお支払の対象としています。したがって責任開始期より前に発病した疾病や、責任開始期より前のケガを原因とする場合には、保険金などを支払いません。
責任開始期より前に発生した交通事故によるケガの治療を受けたが、ご契約後に悪化し、所定の「寝たきりによる要介護状態」に該当した場合	✗	ただし、責任開始期より前に発病した疾病について、正しく告知をおこなっていた場合や、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合には、支払対象となります。

● 告知義務違反による解除の場合

〈介護年金／介護一時金〉

お支払いする場合	○	解説
ご契約の前に「高血圧」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「高血圧」とは全く因果関係のない「関節リウマチ」で所定の「寝たきりによる要介護状態」に該当した場合（ただし、ご契約は告知義務違反により解除となります。）	○	ご契約の際には、そのときの被保険者のご健康の状態について正確に告知をしていただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合には、ご契約は解除となり、保険金などはお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、保険金などの請求原因の間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金などをお支払いします。
お支払いできない場合	×	
ご契約の前に「高血圧」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「高血圧」を原因とする「脳梗塞」により所定の「寝たきりによる要介護状態」に該当した場合	×	

お申込にあたって

申込書・告知書はご自身で正確にご記入ください

- ・申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。
- ・告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入ください。

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行います。 「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。

〈当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などの手続の例〉

- * ご契約の復活
- * 特約の中途付加 など

- ## クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)
- 生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
 - ご納得がいかない場合には、お申込者またはご契約者（以下、「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）のお払込の日のいずれか遅い日（第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日）からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下、「お申込の撤回など」といいます。）をすることができます。（※）
 - この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。
- ・つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
- * 当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - * 債務履行の担保のための保険契約である場合
 - * すでに契約したご契約の内容を変更する場合
- ※お申込の撤回などの書面を発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回などの効力は生じません。ただし、お申込の撤回などの書面を発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- ### ●ご連絡方法
- お申込の撤回などは、必ず郵便により上記の期間内（8日以内の消印有効）に当社あてに発信してください。
 - 書面（ハガキ、便箋）には、お申込の撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

<郵送先>

〒182-8008

日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

保険料などをお払込みいただく際のご注意

- ・第1回保険料相当額、第2回目以後の保険料などを募集代理店にお払込みいただく場合には、必ず引き換えに所定の保険料領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。

保険証券などについて

- ・ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」と「告知書の写し(または告知の内容)」をご契約者にお送りします。
- ・「保険証券」・「告知書の写し」などの内容が、お申込の内容と相違していないかどうか、ご確認ください。万一、内容が相違しているなど、ご不審な点があった場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

- ・現在ご契約の保険契約を解約、減額する場合には、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - * 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くなきか、あってもごくわずかです。
 - * 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
 - * 新たな保険契約についても一般のご契約と同様に告知義務があります。保険種類によって異なりますが、多くの場合、「現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提にした新たな保険契約のお申込」の際は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。
 - * 詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 - * 告知が必要な傷病歴などがある場合には、新たな保険契約をお引受けできなかつたり、その事実をありのままに告知いただけなかつたために、上記のとおりご契約が解除されたり取消しとなることもありますので、ご注意ください。

告知と告知義務について

● ご契約者や被保険者の告知について

- ・ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねいたします。

● 告知義務について

- ・ご契約者や被保険者には、ご健康の状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- ・医師の診査を受けてお申込いただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。
- ・効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

● 告知受領権について

- ・告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

● 傷病歴などがある方のお引受について

- 当社では、他の方との公平性を保つため、お客様のご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合もありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客様までに書面または募集代理店を通じてご通知します。

● ご契約の内容の確認について

- 当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

● 「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

- 告知をしていただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたらしく、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

* 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金・年金などのお支払事由が責任開始日から2年以内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することがあります。

* ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じっていても、原則としてこれを支払いすることはできません。また、保険料のお支払いを免除する事由が生じっていても、原則としてお支払いを免除することはできません。

- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかつたとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を

解除することができます。

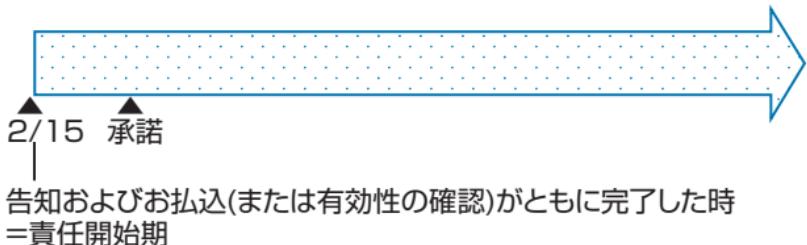
- 上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しません。

保障の開始

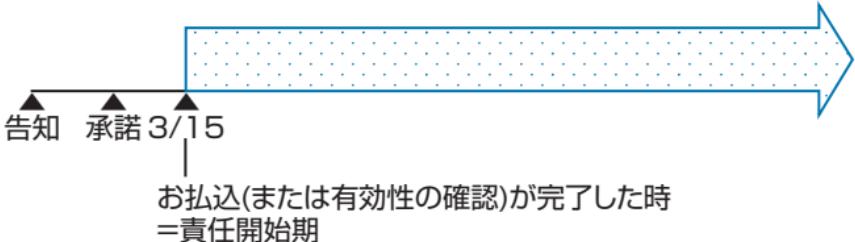
- 当社が、ご契約上の保障を開始する時期を、責任開始期といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の責任開始期は、「告知および第1回保険料のお払込がともに完了した時※」となります。

※第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、告知およびクレジットカードの有効性の当社による確認がともに完了した時となります。

(例1) 当社の承諾前にお払込があった場合



(例2) 当社の承諾後にお払込があった場合



保険料のお払込について

保険料のお払込方法(回数)

- ・保険料のお払込方法(回数)は年払、半年払、月払のうち、いずれか一つをお選びください。
- ・月払の場合は、所定のお払込方法(経路)に限ります。

保険料のお払込方法(経路)

1. 勤務先などの団体や集団を通じて払込む方法

- ・団体・集団取扱の場合、勤務先などの団体または集団を経由してお払込みください。この場合は、個々のご契約者には保険料領収証を発行しません。

2. 口座振替で払込む方法

- ・当社が提携している金融機関などのご契約者が指定する口座から、保険料が自動的に当社に振込まれます。この場合は、保険料領収証を発行しませんので、通帳記帳によりご確認ください。
- ・複数のご契約の保険料を合算して振替えることがあります。
＊所定の条件(ご契約者、振替口座、振替日、当社が保険料の収納業務を委託している会社がそれぞれ同じであること)を満たした場合に、保険料を合算して振替えます。なお、ご契約の形態によっては、合算して振替えない場合があります。また、合算して振替える条件は将来変更することがあります。
- ＊ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなり、ご契約が効力を失うことがあります。
- ＊ご契約ごとに保険料を振替えることができます。ご契約ごとの振替をご希望の場合は、当社にご連絡ください。

3. 払込用紙で払込む方法

- ・ 払込期月が近づきますと、当社から払込案内をお送りしますので、払込期月内に同封の払込用紙で、郵便局、当社が指定する銀行またはコンビニエンス・ストアなどにお払込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますから、大切に保存してください。

4. クレジットカードにより払込む方法

- ・ 当社が提携しているクレジットカード発行会社の発行する、ご契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。この場合は、保険料領収証を発行しません。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。
ご契約によっては、このお払込方法をお取扱いしていない場合があります。

保険料の前納

- ・ 前納とは、個別契約の場合で、保険料のお払込方法（回数）にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- ・ 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割り引きます。
- ・ ご契約が前納途中で消滅（死亡・解約等）した場合等には、保険料前納金の残額があれば払戻します。
- ・ 保険料を前納した期間は、給付金・保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱

- 保険料のお払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払込いただいた後に、ご契約の消滅など（ご契約または付加されている特約の消滅、減額などを含みます。）により保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

〈お支払いする額〉

すでに払込まれた保険料のうち、保険料のお払込が不要となつた日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその日の属する保険料期間（※）の末日までの月数に対応する保険料相当額

※ 保険料期間

- 年払の場合

年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間

- 半年払の場合

半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間

〈ご契約例〉

年払契約 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒ 保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



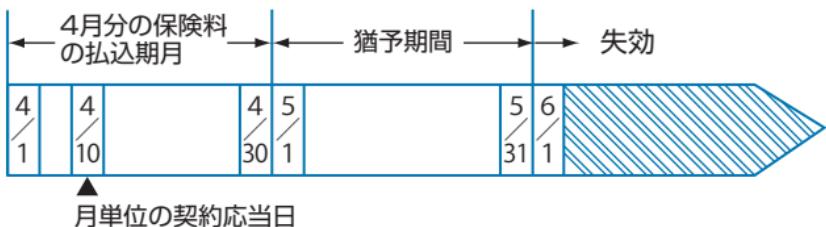
保険料払込の猶予期間と失効

- 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。(効力を失います)

【月払の猶予期間】

払込期月の翌月1日から末日まで

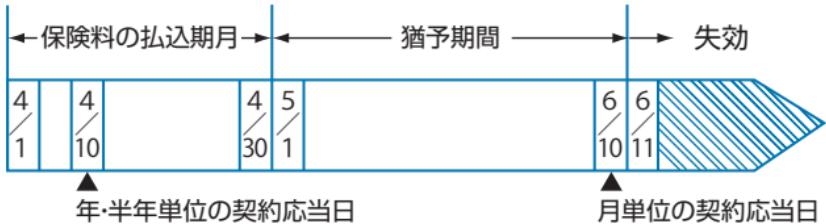
(例) 10日が月単位の契約応当日の場合



【年払・半年払の猶予期間】

払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

(例) 4月10日が年・半年単位の契約応当日の場合



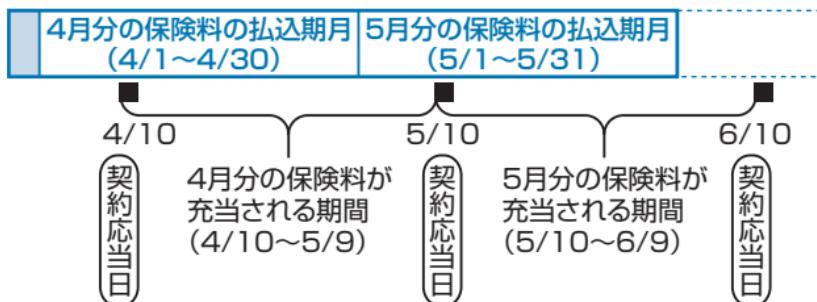
ご契約の復活

- 効力を失ったご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、ご健康の状態によっては、ご契約の復活はできません。

お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合

- ・毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。

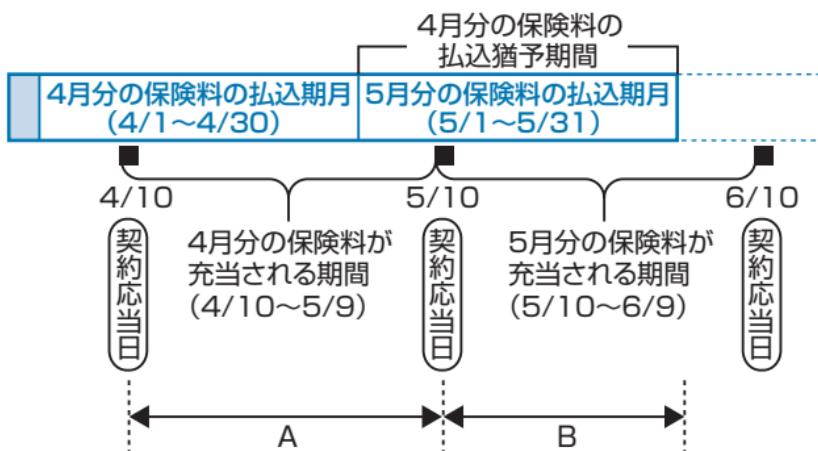
(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・給付金・保険金・年金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合で、未払込保険料があるときには、つぎのとおりお取扱いします。

- (1) 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合には、お支払いする給付金・保険金・年金などからその未払込保険料を差引きます。
- (2) お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。
- (3) 保険料払込の免除事由が生じた場合には、その未払込保険料をお払込みください。
- (4) (2)・(3)で未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。この場合は、給付金・保険金・年金などのお支払および保険料払込の免除を行いません。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・4月分の保険料が未払いでAの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。4月分の保険料が未払いでBの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分と5月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。なお、お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合、また、A・Bの期間内に保険料払込の免除事由が発生した場合には、それぞれの未払込保険料をお払込みください。

また、4月分と5月分の保険料が未払いで、Bの期間経過後に給付金・保険金・年金などのお支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合、ご契約は失効しており、給付金・保険金・年金などのお支払および保険料払込の免除を行いません。この場合は、ご契約を復活できませんので、ご注意ください。

保険料のお支払いが困難な場合

- ・保険料のお支払いが困難な場合に、つぎの方法によりご契約を継続させることができます。

● 払済保険への変更

- ・保険料払込済の保険契約に変更できます。この場合、変更後の基準介護年金年額は所定の方法で計算します。払済保険の基準介護年金年額が所定の限度を下まわる場合は、変更はお取扱いしません。
- ・払済保険に変更後、元のご契約にもどすことはできません。

● 基準介護年金年額の減額

- ・基準介護年金年額を所定の範囲で減額することによって、その後の保険料のご負担を軽くできます。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。
- ・「確定年金支払」・「公的介護保険制度連動年金」に移行した部分は解約することができません。

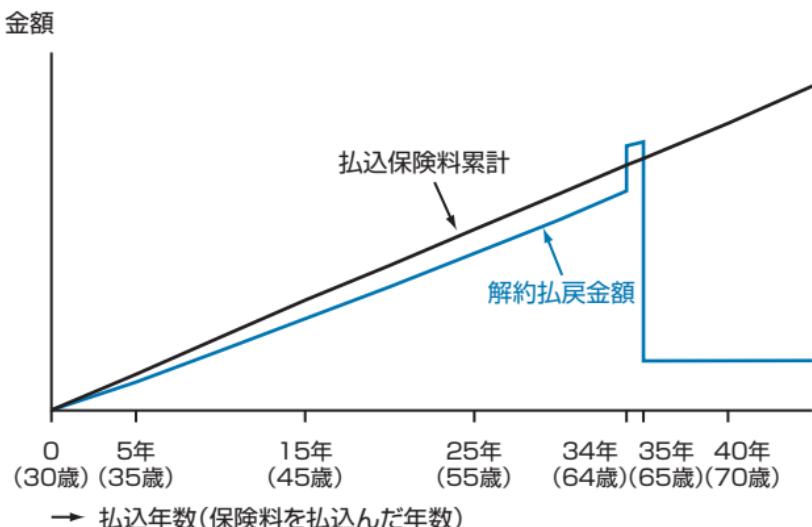
●解約払戻金について

- ・生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合お払込みいただいた保険料全額は戻りません。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)
- ・低解約払戻期間中の解約払戻金は、低解約払戻金特則を付加しない場合の解約払戻金の70%と低く設定されています。
- ・死亡保険金額遞増期間の満了後の解約払戻金の金額は、死亡保険金額を限度とします。
- ・お申込の保険契約の解約払戻金の金額は、保険証券に例示されます。(払済保険に変更後の解約払戻金は例示されていませんので、当社へご照会ください。)

- ・介護年金または高度障害年金をお支払中の場合の解約払戻金はありません。
- ・「10年コース」については、介護年金のお支払が10年(120か月)の限度に達した後に解約した場合の解約払戻金はありません。
- ・高度障害年金のお支払が死亡保険金額遞増期間満了の日まで継続した場合の解約払戻金はありません。

<解約払戻金のしくみ(例)>

- ・「スーパー介護年金プランVタイプ」
 - ・死亡保険金額遞増期間満了年齢:満65歳
 - ・低解約払戻金期間満了年齢:満64歳
 - ・低解約払戻金割合:70%
 - ・30歳契約、女性



保険金等のご請求手続きについて

- ・保険金等（保険金・給付金・年金・保険料の払込免除などを含みます。）のお支払事由が生じた場合には、遅滞なく当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。



- ・ご請求手続きの流れについては、巻末の「保険金等ご請求手続きの流れ」をご覧ください。
- ・ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

- ・保険金等のご請求のために要する費用は、お受取人のご負担となります。

保険金等のお支払の時期について

保険金等のご請求があった場合、当社は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、保険金等のお支払または保険料の払込免除をするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
A	<p>保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合</p> <p>①保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合</p> <p>②保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合</p> <p>③告知義務違反に該当する可能性がある場合</p> <p>④重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</p>	ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から45日以内にお支払いします。

	Aの確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から、次に定めるお支払期限以内にお支払いします。
B	①医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ②弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ③研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ④ご契約者、被保険者または、保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ⑤日本国外における調査が必要な場合 ⑥災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	①90日 ②180日 ③180日 ④180日 ⑤180日 ⑥60日

(※) ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ・保険金等のお支払をするための上記AおよびBの確認等に際し、ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等のお支払をしません。

ご注意

- ①お支払期限を経過して保険金等のお支払をする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
- ②給付金、保険金、年金、解約払戻金、保険料の払込免除などのご請求は、3年を過ぎますとご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

お願い この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

1. 被保険者が受取人となる給付金など
2. 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

●代理請求できる場合

- ・あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- *被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- *被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けている場合
- *その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合



ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●代理請求できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。

 お手続に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●指定代理請求人が指定されていない場合など

- ・つぎに該当する場合で、被保険者が請求できない特別な事情があるときは、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

*指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）

*指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合

*指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

- ・代理請求人はつきの範囲内のいずれかの方となります。

- *被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- *上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- *代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

●留意点

1. 代理請求に際して

- ・故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

2. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

ご注意

ご契約の内容の変更

終身払から歳満期払済への変更

- ・契約日から3年以上経過したご契約の保険料払込期間を終身払から歳満期払済へ変更できます。
ただし、変更後の残余保険料払込期間が2年以上ある場合に限ります。

ご契約者の変更

- ・ご契約者は、被保険者および当社の同意を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

受取人の変更

● 死亡保険金受取人、介護年金受取人の変更

- ・ご契約者は、保険金などのお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、介護年金受取人、死亡保険金受取人を変更できます。
- ・死亡保険金受取人または介護年金受取人を変更する場合には、当社にご通知ください。この場合、必要書類（巻末の別表1）を当社に提出してください。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人または介護年金受取人に保険金などをお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人または介護年金受取人から保険金などの請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

● 遺言による死亡保険金受取人の変更

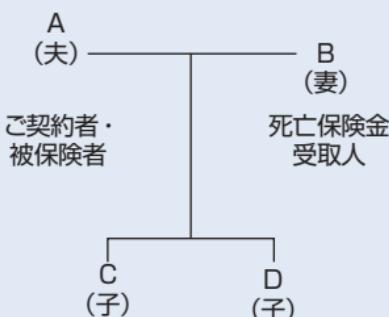
- ・ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡された後、ご契約者の相続人から当社にご通知ください。この場合、必要書類(巻末の別表1)を当社に提出してください。
- ・死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

死亡保険金受取人、介護年金受取人が死亡された場合

- ・死亡保険金受取人または介護年金受取人（この項目において「受取人」といいます。）が死亡された場合は、すみやかにご連絡いただき、新しい受取人に変更してください。
- ・受取人が死亡された時以後、受取人の変更手続きがとられていない間は、受取人の死亡時の法定相続人が受取人となります。
- ・受取人となった方が2人以上いる場合は、保険金などの受取割合は均等とします。

例：ご契約者・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：Bさん



Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

その他の変更事項

- ・つぎのような場合には、当社または募集代理店にご連絡ください。
 - *転居、住居表示の変更などにより住所が変わったとき
 - *ご契約者、被保険者、お受取人などが改姓・改名したとき
 - *保険証券を紛失したとき

お願い ご契約の内容を変更した場合には「裏書のお知らせ（承認通知書）」を発行しますので、ご確認のうえ、保険証券とともに大切に保存してください。

管轄裁判所について

- ・給付金・保険金・年金などのご請求に関する訴訟については、当社の日本における主たる事務所の所在地または給付金・保険金・年金などのお受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所のみをもって合意による管轄裁判所とします。

その他生命保険に関するお知らせ

被保険者による解約請求について

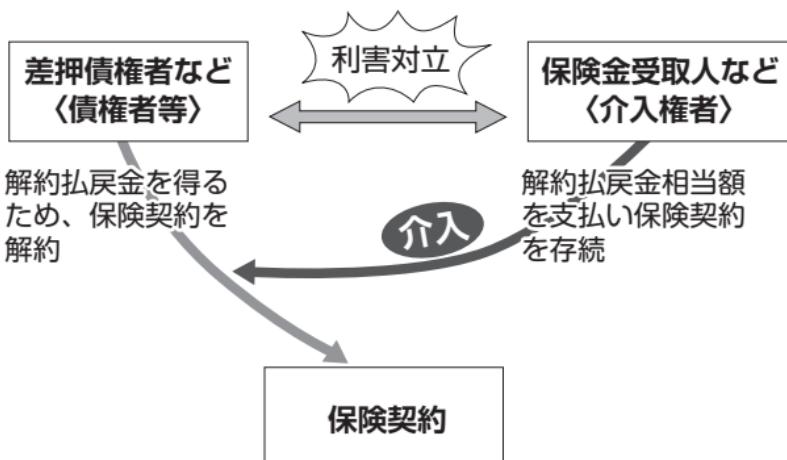
・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎのいずれかの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① ご契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

お受取人による保険契約の存続(介入権)について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金(給付金等を含む)の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ご契約者でないこと
 - ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ご契約者の同意を得ること
 - 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



個人情報の取扱いについて

● お客様の個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページ（<http://www.aflac.co.jp/>）にてご確認ください。
 - (1)各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
 - (2)当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
 - (3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
 - (4)その他保険業に関連・付随する業務

● プライバシーポリシーについて

- ・当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

● 個人情報の収集方法

- ・当社は、法令などに従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法としては、保険申込み時の契約申込書などや保険契約の継続・維持管理などに必要な各種帳票により収集する方法や、アンケートなどにより収集する方法、電話などを通じてお伺いすることにより収集する方法があります。そして、個人情報の収集にあたっては、当社は、法令などに従い、個人情報の利用目的をホームページで公表するほか、申込書などに記載します。

なお、当社にお電話でお問い合わせいただいた場合、適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。

● 個人情報の利用

- ・当社は、個人情報を、上記記載の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。ただし、法令などにもとづく場合は、この限りではありません。

●個人データの提供

- ・当社は、つぎの場合に個人データを第三者に提供します。
 - (1) 下記の【個人データの第三者提供について】に記載の場合
 - (2) お客様の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、後述の代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - (4) 法令などにもとづく場合
 - (5) その他、ご本人が同意されている場合

【個人データの第三者提供について】

〈代理店に対する提供〉

- ・当社は代理店制度を採用していますので、個人情報の利用目的のために、お客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは、つぎのとおりです。
 - (1) ご契約の全部または一部を担当する代理店（お客様の担当代理店）
 - (2) ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などをしている代理店（企業などの担当代理店）
 - (3) お客様の担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店
 - (4) ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店
 - (5) その他、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

〈提携会社・関連会社との間での相互提供〉

- ・サービスの提供対象となる保障内容のお申込みをした方に限り、提携会社・関連会社の取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため、提携会社・関連会社との間で個人情報の相互提供を行うことがあります。

〈団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約、特別集団取扱特約、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード支払特約の適用〉

- ・保険契約について上記のいずれかの特約の適用がある場合は、各種保険契約の継続・維持管理などのために、保険料集金に必要な個人情報のほか、お客さまの連絡先を含めた本目的の達成に必要な個人情報などを、お客さまが所属される団体、準団体、集団もしくは特別集団、お客さまが指定された保険料振替口座を管理する金融機関、集金代行会社、または、お客さまが利用されるクレジットカード会社と、当社との間で相互に提供しております。

〈再保険の利用〉

- ・保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行なことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。詳細は、当社ホームページにてご確認ください。

〈その他〉

- ・被保険者の告知内容や診査結果をご契約者またはお申込者に知らせることができます。
当社の照会に対し、被保険者を診察した医師・医療機関がその健康状態などを報告する場合があります。
- ・保険契約は、ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、保険会社は、保険契約に関するお知らせを行い、個人情報の利用目的を達成しようとする場合に、ご契約者の個人情報を被保険者や受取人に対し、被保険者の個人情報をご契約者や受取人に対し、受取人の個人情報をご契約者や被保険者に対し、それぞれ提供することができます。また、被保険者を同一とする他の保険契約のご契約者・受取人などに対してもご契約者・被保険者・受取人の個人情報を提供することができます。

したがって、被保険者、受取人にも上記内容をお知らせください。

【保険制度の健全な運営に必要な場合の具体例】

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。(詳しくは「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」または「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項をご覧ください。)

● センシティブ情報の収集・利用・第三者提供

- 当社は、保険業法施行規則にもとづき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族、性生活に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます)については、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(1) 法令などにもとづく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 源泉徴収事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(6) 相続手続による権利義務の移転などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(7) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

(8) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意にもとづき、本人確認に用いる場合

「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について

● 米国納税義務者に対する確認手続きについて

- ・米国内国歳入法では、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、保険会社を含む金融機関は、取引等をする際、お客様が米国納税義務者であるかを確認し、米国内国歳入庁に報告すること等が求められています。このため、契約のお申込み、ご契約者の変更手続き、保険契約に基づく給付金、保険金、払戻金等(以下「給付金等」という)のご請求手続き等の取引に際して当社から本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。

● 非米国居住者に対する確認手続きについて

- ・米国内国歳入法では、米国金融機関が行う非米国居住者に対する所定の米国源泉所得の支払について、最大で30%の源泉徴収の義務を課しています。当社は、米国金融機関であるため、当社より保険契約に基づき契約者、受取人(以下「受取人等」という)に支払う所定の給付金等は米国源泉所得に該当します。

しかし、日米租税条約により、当社からの給付金等の支払が米国源泉所得に該当する場合でも、その受取人等が日本の居住者であることが確認された場合には、当社の源泉徴収義務が免除され、その受取人等は納税義務を免れることになります。これらの法令等の定めに従い、当社では、上記の確認のため、給付金等をお受け取りいただく受取人等に対し、そのご請求手続き等の取引に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることあります。

当該書類等が提出されない場合、お受け取りいただく給付金等が課税の対象となり、源泉徴収される可能性がありますので十分にご留意ください。

● 個人情報の収集・利用・第三者提供

- ・当社は、米国内国歳入法に基づく本人確認および米国監督当局等の政府または州機関への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱をいたします。
 - (1)当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
 - (2)当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること

(3) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を米国監督当局等の政府または州機関へ報告(提供)すること

〈米国納税義務者について〉

「米国納税義務者」とは以下のものを指します。

- ・米国市民または米国居住者（一般に183日以上、米国に滞在する者。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮される。また、永住権所有者を含む）
- ・米国パートナーシップ
- ・米国法人
- ・米国財団
- ・米国信託
- ・実質的米国人所有者※が一人以上いる米国外の事業体（日本の内国法人を含む）
(※米国人が25%を超える議決権または価値を有するなど)

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消もししくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約など

に関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などでの請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関する事項は除きます。

- (1)被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

- *相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるの

は、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めるできます。それなお手続の詳細については、当社にお問合せください。
- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置がはかられることがありますが、この場合にも、ご契約の際の給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、つぎのとおりです。

- ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかわるご契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかわる保険契約の移転などにおける資金

援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金のお支払にかかる資金援助および保険金請求権などの買取を行うことなどにより、ご契約者などの保護をはかり、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- ・ご年齢やご健康の状態によっては、ご契約をしていた破綻保険会社と同様の条件で新たにご契約をすることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、現在ご契約の保険契約の継続をはかることになります。
- ・保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（給付金・保険金・年金などの90%が補償されるものではありません）。なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、給付金額・保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続をはかるために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1：特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能ですが（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります）。

※2：破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、

責任準備金などの補償限度がつぎのとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

= $90\% - \{($ 過去5年間における各年の予定利率－基準利率 $)$ の総和 $\div 2\}$

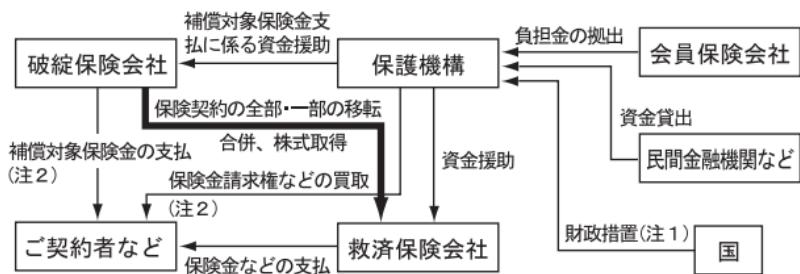
※3：責任準備金などとは、将来の給付金・保険金・年金などのお支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

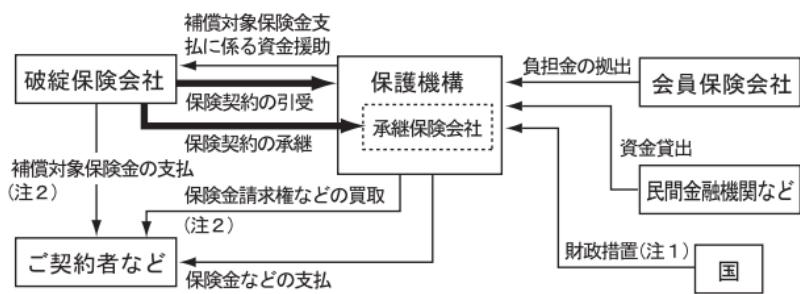
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合には、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

[仕組みの概略図]

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などのお支払、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いについてのお問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

税法上のお取扱について

(平成27年12月現在)

1. 生命保険料控除について

- ・払込保険料の一定額が所得税と地方税（住民税）の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

対象となる契約	納税する方が保険料を払込み、お受取人が本人または配偶者その他の親族であるご契約
対象となる保険料	1月から12月までの払込保険料の合計額

- ・生命保険料控除を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」をお送りします。ただし、勤務先を対象とする団体・集団取扱の場合は、団体の担当者の証明で代替できるため、「生命保険料控除証明書」は発行しません。

- 生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。

一般生命保険料

生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料

介護医療保険料

入院・通院等にともなう給付部分に係る保険料

個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

・所得税の生命保険料控除額

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
20,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

・住民税の生命保険料控除額

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
12,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

2. 保険金などの税法上のお取扱について

● 死亡保険金のお取扱

・ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金に対する税金が異なります。

契約形態	ご 契 約 例			税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫	
契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

- ・ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金のお受取人が相続人の場合、死亡保険金は相続税法上一定の範囲内で非課税扱を受けられことがあります。

● 介護年金などのお取扱

- ・介護年金、介護一時金、高度障害年金、高度障害一時金は、お受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

ご案内

税法上のお取扱については、今後の税制改正により変更となる場合があります。個別の税務の取扱等については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

約款・特約条項

終身介護年金保険〔総合型〕 普通保険約款 目次

＜この保険の趣旨＞

1. 会社の責任開始期
第1条 会社の責任開始期
2. 死亡保険金額遅増期間
第2条 死亡保険金額遅増期間
3. 痴ほうおよび痴ほうによる要介護状態の定義および診断
第3条 痴ほうの定義および診断確定
4. 寝たきりによる要介護状態の定義および診断
第4条 痴ほうによる要介護状態の定義および診断
5. 寝たきりによる要介護状態の定義および診断
第5条 寝たきりによる要介護状態の定義および診断
6. 保険金等の支払
第6条 保険金等の支払
7. 保険料の払込免除
第7条 保険料の払込免除
8. 保険金等の請求、支払時期および支払場所
第8条 保険金等の請求手続き
9. 保険金等の支払時期および支払場所
第9条 保険金等の支払時期および支払場所
10. 保険契約者等の代表者
第10条 保険契約者、死亡保険金受取人、介護年金受取人の代表者
11. 保険料の払込
第11条 保険料の払込
12. 保険料の払込方法（経路）
第12条 保険料の払込方法（経路）
13. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第13条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
14. 猶予期間中に保険事故が発生した場合
第14条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
15. 保険料の前納
第15条 保険料の前納
16. 保険契約の復活
第16条 保険契約の復活
17. 契約内容の変更
第17条 保険料の払込方法（回数）の変更
18. 保険料払込期間の変更
第18条 保険料払込期間の変更
19. 払済保険への変更
第19条 払済保険への変更
20. 保険契約者等の変更
第20条 保険契約者の変更
21. 会社への通知による死亡保険金受取人、介護年金受取人の変更
第21条 会社への通知による死亡保険金受取人、介護年金受取人の変更
22. 遺言による死亡保険金受取人の変更
第22条 遺言による死亡保険金受取人の変更
23. 死亡保険金受取人、介護年金受取人の死亡
第23条 死亡保険金受取人、介護年金受取人の死亡
24. 保険契約者の住所の変更
第24条 保険契約者の住所の変更
25. 契約の取消し・無効・解除
第25条 詐欺による取消し
26. 不法取得目的による無効
第26条 不法取得目的による無効
27. 告知義務
第27条 告知義務
28. 告知義務違反による解除
第28条 告知義務違反による解除
29. 保険契約を解除できない場合
第29条 保険契約を解除できない場合
30. 重大事由による解除
第30条 重大事由による解除
31. 解約・払戻金
第31条 解約
32. 基準介護年金年額の減額
第32条 基準介護年金年額の減額
33. 払戻金
第33条 払戻金
34. 受取人による保険契約の存続
第34条 受取人による保険契約の存続
35. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理
第35条 年齢の計算

- 第36条 年齢および性別の誤りの処理
- 15. 契約者配当
- 第37条 契約者配当
- 16. 時効
- 第38条 時効
- 17. 管轄裁判所
- 第39条 管轄裁判所
- 18. その他
- 第40条 高度障害年金、高度障害一時金、死亡保険金の請求の際の必要書類に関する特則
- 第41条 介護年金支払限度特則
- 第42条 低解約払戻金特則
- 第43条 その他

終身介護年金保険〔総合型〕 普通保険約款

(平成28年3月22日改定)

＜この保険の趣旨＞

この保険は、被保険者が所定の痴ほうもしくは寝たきりによる要介護状態または所定の高度障害状態に該当した場合に、被保険者とご家族の経済的負担を軽減することを目的とし、つぎの給付を行うことを主要な内容とするものです。

(1) 介護年金

被保険者が、痴ほうもしくは寝たきりによる要介護状態に該当している場合に支払います。

(2) 介護一時金

被保険者が、初めて痴ほうもしくは寝たきりによる要介護状態に該当した場合に支払います。

(3) 高度障害年金

被保険者が、所定の年齢未満に高度障害状態に該当している場合に支払います。

(4) 高度障害一時金

被保険者が、所定の年齢未満に初めて高度障害状態に該当した場合に支払います。

(5) 死亡保険金

被保険者が、死亡した場合に支払います。

1. 会社の責任開始期

第1条＜会社の責任開始期＞

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
　第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、告知の時）

2 前項の規定による責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。

3 契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」とします。ただし、応当日のない月については、その月の末日を応当日とします。（以下、本約款を通じて同じ。）

4 会社が保険契約の申込を承諾したときには、次の事項を記載した保険証券を発行します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名・生年月日

(4) 保険金・給付金・年金等の受取人の氏名またはその受取人を特定するため必要な事項（本約款または特約条項にて特定されるときは、表示しません。）

(5) 保険給付の名称（付加されている特約・特則を含みます。）

(6) 本約款で定める保険期間

(7) 保険料払込期間

(8) 死亡保険金額遞増期間の満了する日

(9) 保険金・給付金・年金等の額（付加されている特約・特則を含み

ます。)

(10) 保険料およびその払込方法

(11) 契約日

(12) 保険証券を作成した年月日

2. 死亡保険金額遞増期間

第2条<死亡保険金額遞増期間>

死亡保険金額遞増期間は、責任開始期の属する日から被保険者の満年齢が保険契約締結の際に約定した死亡保険金額遞増期間満了年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日（死亡保険金額遞増期間満了年齢に達した日と年単位の契約応当日が一致する場合は、その応当日）の前日までとします。

3. 痴ほうおよび痴ほうによる要介護状態の定義および診断

第3条<痴ほうの定義および診断確定>

1 この保険契約において「痴ほう」とは、つきの各号のすべてに該当する「器質性痴呆」で、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」に規定されている「器質性痴呆」（別表32）をさします。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、前号による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

2 「痴ほう」の診断確定は、日本の医師の資格を持つもの（以下、「医師」といいます。）によってなされることを要します。

第4条<痴ほうによる要介護状態の定義および診断>

1 この保険契約における「痴ほうによる要介護状態」とは、つきの各号のすべてに該当するものをいいます。

- (1) 「痴ほう」と診断確定されていること
- (2) 意識障害のない状態で、つきの見当識障害のいずれかがあること
 - ① 常時、時間の見当識障害があること。ただし、時間の見当識障害の判定基準は、季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができるかによるものとします。
 - ② 場所の見当識障害があること。ただし、場所の見当識障害の判定基準は、今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができるかによるものとします。
 - ③ 人物の見当識障害があること。ただし、人物の見当識障害の判定基準は、日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができるかによるものとします。

2 前項第2号に規定する見当識障害の診断は、「痴ほう」の診断確定を行った医師によってなされることを要します。

4. 寝たきりによる要介護状態の定義および診断

第5条<寝たきりによる要介護状態の定義および診断>

1 この保険契約における「寝たきりによる要介護状態」とは、常時寝たきり状態で、つきの各号のすべてに該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできること

- (2) つきの①～④のうち2項目以上が自分ではできること

- ① 衣服の着脱
- ② 入浴
- ③ 食物の摂取
- ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末

2 前項に規定する「寝たきりによる要介護状態」の診断は、医師によってなされることを要します。

5. 保険金等の支払

第6条<保険金等の支払>

1 介護年金、介護一時金、高度障害年金、高度障害一時金、死亡保険金（以下、総称して「保険金等」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 介護年金

保険金等を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	<p>つぎの①または②のいずれかに該当しているとき</p> <p>①被保険者が、責任開始期（復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下、本約款を通じて同じ。）前に「痴ほう」と診断確定されたことがなく、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、「痴ほうによる要介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて3か月以上「痴ほうによる要介護状態」が継続していることが医師により証明されたとき</p> <p>②被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、「寝たきりによる要介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて6か月以上「寝たきりによる要介護状態」が継続していることが医師により証明されたとき</p>
支払額	<p>（基準介護年金年額／12）×継続月数【1円未満を四捨五入】</p> <p>ここに、継続月数は、つぎのとおりとします。なお、継続月数に月数未満の端数が出た場合は、端数は切り上げます。</p> <p>①支払事由①に該当した場合は、支払事由を満たした場合の「痴ほうによる要介護状態」に該当した最初の日（以下、「痴ほう介護認定日」といいます。）からその日を含めて支払事由に該当しなくなつた日までの「痴ほうによる要介護状態」の継続月数とします。</p> <p>②支払事由②に該当した場合は、支払事由を満たした場合の「寝たきりによる要介護状態」に該当した最初の日（以下、「寝たきり介護認定日」といいます。）からその日を含めて支払事由に該当しなくなつた日までの「寝たきりによる要介護状態」の継続月数とします。</p>
受取人	介護年金受取人
支払事由に該当しても保険金等を支払わない場合（以下、「免責事由」と	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者、被保険者または介護年金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の自殺行為</p>

いいます。)

- ③被保険者の犯罪行為
- ④戦争その他の変乱
- ⑤被保険者の薬物依存

(2) 介護一時金

支払事由	つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①被保険者が、責任開始期前に「痴ほう」と診断確定されたことがなく、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、「痴ほうによる要介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて3か月以上「痴ほうによる要介護状態」が継続したことが医師により証明されたとき ②被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、「寝たきりによる要介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて6か月以上「寝たきりによる要介護状態」が継続したことが医師により証明されたとき
支払額	基準介護年金年額
受取人	介護年金受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、被保険者または介護年金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱 ⑤被保険者の薬物依存

(3) 高度障害年金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、死亡保険金額遞増期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当し、その該当した日からその日を含めて6か月以上高度障害状態が継続しているとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	（基準介護年金年額／12）×継続月数〔1円未満を四捨五入〕 ここに、継続月数は、支払事由を満たした場合の高度障害状態に該当した最初の日（以下、「高度障害認定日」といいます。）からその日を含めて死亡保険金額遞増期間の満了する日までの高度障害状態の継続月数とします。なお、継続月数に月数未満の端数が出た場合は、端数は切り上げます。
受取人	被保険者

免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱
------	--

(4) 高度障害一時金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、死亡保険金額遞増期間中に高度障害状態に該当し、その該当した日からその日を含めて6ヶ月以上高度障害状態が継続したとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	基準介護年金年額
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

(5) 死亡保険金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後に死亡したとき
支払額	①死亡保険金額遞増期間中： 別表13に定める金額 ②死亡保険金額遞増期間経過後： 基準介護年金年額
受取人	死亡保険金受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ②責任開始期の属する日からその日を含めて3年内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

- 2 第1項第1号の支払事由①において、「痴ほうによる要介護状態」に該当した日からその日を含めて3か月を経過するまでに被保険者が死亡した場合は、死亡時まで「痴ほうによる要介護状態」であったことが医師により証明されたときに限り、会社は、介護年金を支払うものとします。
- 3 介護年金が支払われている場合には、新たに介護年金の支払事由に該当しても会社は、介護年金を重複しては支払いません。
- 4 高度障害年金が支払われている場合には、新たに高度障害年金の支

- 払事由に該当しても会社は、高度障害年金を重複しては支払いません。
- 5 介護一時金が支払われた場合には、その支払後に新たに介護一時金または高度障害一時金の請求を受けても、会社は、介護一時金または高度障害一時金を支払いません。また、高度障害一時金が支払われた場合には、その支払後に新たに高度障害一時金または介護一時金の請求を受けても、会社は、高度障害一時金または介護一時金を支払いません。
- 6 介護一時金または高度障害一時金が支払われる前に、新たに介護一時金または高度障害一時金の請求を受けた場合、会社は、いずれか先に支払事由に該当した介護一時金または高度障害一時金を支払います。ただし、時期を同じくして介護一時金および高度障害一時金の支払事由に該当した場合には、会社は、高度障害一時金を支払います。
- 7 免責事由に該当して、死亡保険金を支払わない場合には、会社は、保険料積立金（死亡保険金額を上回る場合は、死亡保険金額と同額とします。）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 8 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 9 介護年金受取人の故意により被保険者が介護年金または介護一時金の支払事由に該当した場合で、その受取人が介護年金または介護一時金の一部の受取人であるときは、会社は、介護年金または介護一時金の残額をその他の介護年金受取人に支払います。
- 10 被保険者が、戦争その他の変乱によって介護年金、介護一時金、高度障害年金、高度障害一時金または死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、介護年金、介護一時金、高度障害年金、高度障害一時金または死亡保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 11 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害年金および高度障害一時金の受取人とします。
- 12 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、第1項に定める保険金等の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金等を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金等を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

6. 保険料の払込免除

第7条＜保険料の払込免除＞

- 1 保険料の払込免除は、つぎのとおりとします。
- (1) 被保険者が、前条第1項第1号の支払事由①に該当し、その介護

年金が支払われた場合（前条第10項に該当し、削減して支払われた場合および前条第12項の規定により介護年金が支払われた場合を含みます。）は、痴ほう介護認定日後に到来する払込期月（痴ほう介護認定日が払込期月の初日から契約応当日の前日までのときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。ただし、「痴ほうによる要介護状態」に該当しなくなった場合は、以後の保険料の払込を免除しません。また、介護年金が削減して支払われた場合は、保険料の一部を免除しないことがあります。

(2) 被保険者が、前条第1項第1号の支払事由②に該当し、その介護年金が支払われた場合（前条第10項に該当し、削減して支払われた場合および前条第12項の規定により介護年金が支払われた場合を含みます。）は、寝たきり介護認定日後に到来する払込期月（寝たきり介護認定日が払込期月の初日から契約応当日の前日までのときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。ただし、「寝たきりによる要介護状態」に該当しなくなった場合は、以後の保険料の払込を免除しません。また、介護年金が削減して支払われた場合は、保険料の一部を免除しないことがあります。

(3) 被保険者が、前条第1項第3号の支払事由に該当し、その高度障害年金が支払われた場合（前条第10項に該当し、削減して支払われた場合および前条第12項の規定により高度障害年金が支払われた場合を含みます。）は、高度障害認定日後に到来する払込期月（高度障害認定日が払込期月の初日から契約応当日の前日までのときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。ただし、「高度障害状態」に該当しなくなった場合は、以後の保険料の払込を免除しません。また、高度障害年金が削減して支払われた場合は、保険料の一部を免除しないことがあります。

2 前項の規定により保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 払込を免除すべき保険料が払い込まれていたときは、その保険料を会社の定めるところにより、会社の定める利率による利息を付けて、保険契約者に払い戻します。
- (2) 契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- (3) 払込を免除した保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

7. 保険金等の請求、支払時期および支払場所

第8条＜保険金等の請求手続き＞

- 1 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由の生じた介護年金または介護一時金の受取人は、つぎのとおり請求してください。
 - (1) 第6条＜保険金等の支払＞第1項第1号の支払事由①または第1項第2号の支払事由①に該当した場合
 - ① 痴ほう介護認定日からその日を含めて3か月を経過した日から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出して、介護年金または介護一時金を請求してください。
 - ② 上記①の請求の後、「痴ほうによる要介護状態」が、痴ほう介護認定日からその日を含めて4か月以上継続している場合には、1か月単位に必要書類（別表1）を会社に提出して、介護年金を請求してください。ただし、痴ほう介護認定日からその日を含めて6か月を経過する毎に、6か月を経過した日（ただし、6か月を経過する前に支払事由に該当しなくなった場合には、その該当

しなくなった日）から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出して、請求することもできるものとします。

(2) 第6条＜保険金等の支払＞第1項第1号の支払事由②または第1項第2号の支払事由②に該当した場合

- ① 寝たきり介護認定日からその日を含めて6か月を経過した日から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出して、介護年金または介護一時金を請求してください。
- ② 上記①の請求の後、「寝たきりによる要介護状態」が、寝たきり介護認定日からその日を含めて7か月以上継続している場合には、1か月単位に必要書類（別表1）を会社に提出して、介護年金を請求してください。ただし、寝たきり介護認定日からその日を含めて6か月を経過する毎に、6か月を経過した日（ただし、6か月を経過する前に支払事由に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった日）から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出して、請求することもできるものとします。

3 支払事由の生じた高度障害年金または高度障害一時金の受取人は、つきのとおり請求してください。

- (1) 高度障害認定日からその日を含めて6か月を経過した日から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出して、高度障害年金または高度障害一時金を請求してください。

- (2) 前号の請求の後、高度障害状態が高度障害認定日からその日を含めて死亡保険金額遞増期間中に7か月以上継続している場合には、1か月単位に必要書類（別表1）を会社に提出して、高度障害年金を請求してください。ただし、高度障害認定日からその日を含めて6か月を経過する毎に、6か月を経過した日（ただし、6か月を経過する前に支払事由に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった日、また、死亡保険金額遞増期間が満了した場合には、その満了した日とします。）から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出して、請求することもできるものとします。

4 支払事由の生じた死亡保険金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、死亡保険金を請求してください。

第9条＜保険金等の支払時期および支払場所＞

1 保険金等（特約の給付金等を含みます。以下、本条において同じ。）は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の日本における主たる事務所で支払います。

2 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認できないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者の死亡または保険金等の支払事由である所定の状態に該当する事実の有無

(2) 保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

保険金等の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項、第30条＜重大事由による解除＞第1項第5号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して、当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項第1号から第4号までに定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (3) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (4) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項第1号から第4号までに定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日
- 4 前2項の確認をする場合、会社は保険金等を請求した者（代表者）に通知します。
- 5 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 6 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除についても準用します。

8. 保険契約者等の代表者

第10条＜保険契約者、死亡保険金受取人、介護年金受取人の代表者＞

- 1 保険契約について、保険契約者、死亡保険金受取人または介護年金受取人が2人以上あるときは、各代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者、死亡保険金受取人または介護年金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者、死亡保険金受取人または介護年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

9. 保険料の払込

第11条<保険料の払込>

- 1 第2回以後の保険料は、その払込期間中、毎回第12条<保険料の払込方法（経路）>第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（本約款を通じて「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
半年単位または年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときは、死亡保険金とともに死亡保険金受取人）に払い戻します。
- 3 第1項の契約応当日以後、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込の免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号の契約の場合、保険料は払い戻しません。
 - (2) 第1項第2号の契約の場合、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（死亡保険金を支払うときは、死亡保険金とともに死亡保険金受取人）に支払います。
- 4 前項の規定は、第1回保険料について準用します。
- 5 前3項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、第9条<保険金等の支払時期および支払場所>の規定を準用します。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、保険金等が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者はその未払込保険料を払い込んでください。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は未払込保険料を払い込んでください。
- 8 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第14条<猶予期間中に保険事故が発生した場合>第2項から第4項までの規定を準用します。

第12条<保険料の払込方法（経路）>

- 1 保険契約者は、会社の定めるところにより、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。ただし、月払契約については、会社の定める保険料の払込方法（経路）に限ります。
 - (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (4) 会社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

- 2 保険契約者は、会社の定めるところにより、前項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条＜保険料払込の猶予期間および保険契約の失効＞

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

第14条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞

- 1 猶予期間中に保険金等の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を保険金等から差し引きます。
- 2 前項の場合、保険金等が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。
- 4 前2項の未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失い、会社は、保険金等の支払および保険料の払込免除を行いません。

第15条＜保険料の前納＞

- 1 保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、つぎのとおり将来の保険料を前納することができます。
 - (1) 月払契約の場合
当月分以後の6か月分または12か月分の保険料を前納することができます。この場合、つぎのとおり割り引きます。
6か月分を前納するとき：1か月分の保険料の17%
12か月分を前納するとき：1か月分の保険料の60%
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
 - ① 将来の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で割り引きます。
 - ② ①の規定により割り引かれた前納保険料は、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、半年単位または年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 2 会社は、保険料払込期間中に保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときに、前納保険料の残額がある場合は、これを保険契約者に払い戻します。ただし、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻します。

第16条＜保険契約の復活＞

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得たうえ、復活時までの延滞保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活することはできません。
- 2 第1条＜会社の責任開始期＞は、本条の場合に準用します。この場合、第1条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
- 3 保険契約の復活に際しては、保険証券は発行しません。

10. 契約内容の変更

第17条＜保険料の払込方法（回数）の変更＞

- 1 保険契約者は、会社の定めるところにより、年払、半年払または月払の保険料の払込方法（回数）を相互に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第18条＜保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で保険契約の保険料払込期間をつぎのように変更することができます。この場合、変更後の死亡保険金額遞増期間満了年齢は変更前と同一とします。
 - (1) 終身払から歳満期払済への変更
 - (2) 歳満期払済から終身払への変更
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 会社が、本条の変更を承諾したときは、会社の定めた方法で計算した金額を授受し、その後の保険料を更正します。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。
- 6 つぎの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更後の保険料払込期間が会社の定める範囲外のとき
 - (2) 保険契約が払済保険に変更されているとき

第19条＜払済保険への変更＞

- 1 保険契約者は、保険契約について、将来の保険料の払込を中止し、保険料払込済の終身介護年金保険〔総合型〕（以下、「払済保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 払済保険の基準介護年金年額は、解約払戻金額（払済保険に変更する日が死亡保険金額遞増期間経過後のときは、会社所定の金額）をもとに会社の定める方法により計算します。
- 4 本条の変更は、次の払込期月中の契約応当日から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。
- 6 払済保険の基準介護年金年額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

11. 保険契約者等の変更

第20条＜保険契約者の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て保険契約上の権利

および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

第21条＜会社への通知による死亡保険金受取人、介護年金受取人の変更＞

- 1 保険契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により死亡保険金受取人または介護年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の死亡保険金受取人または介護年金受取人が被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付にあっては被保険者またはその相続人）の場合は、被保険者の同意は要しません。
- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人または介護年金受取人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人または介護年金受取人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 高度障害年金および高度障害一時金の受取人は、第6条＜保険金等の支払＞第11項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第22条＜遺言による死亡保険金受取人の変更＞

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
- 5 介護年金受取人については、遺言による変更是できません。

第23条＜死亡保険金受取人、介護年金受取人の死亡＞

- 1 死亡保険金受取人または介護年金受取人（以下、本条において「受取人」といいます。）が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
- 2 前項の規定により受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
- 3 前2項の規定により受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第24条＜保険契約者の住所の変更＞

- 1 保険契約者が、住所を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達

したものとみなします。

12. 契約の取消し・無効・解除

第25条＜詐欺による取消し＞

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第26条＜不法取得目的による無効＞

保険契約者が保険金等（保険料の払込免除を含みます。また、この保険契約に付加されている特約の保険金、給付金、保険料の払込免除を含み、その名称の如何を問いません。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第27条＜告知義務＞

保険契約の締結または復活の際、支払事由の可能性に関する重要な事項のうち、告知書で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第28条＜告知義務違反による解除＞

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向つて保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも保険契約を解除し、つぎの取扱をすることができます。
 - (1) 介護年金、介護一時金、高度障害年金、高度障害一時金もしくは死亡保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。
 - (2) 会社は、すでに介護年金、介護一時金、高度障害年金、高度障害一時金もしくは死亡保険金を支払っているとき、または保険料の払込免除を行つているときでも、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかつたものとして取り扱うことができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等の支払または保険料の払込免除を行います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によつて行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によつて保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、死亡保険金受取人または介護年金受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定により保険契約が解除された場合は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第29条＜保険契約を解除できない場合＞

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすことができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実

- を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第27条＜告知義務＞の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第27条の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が、保険契約締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
- (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合には、2年をこえていても会社は保険契約を解除することができます。
- 2 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第27条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第30条＜重大事由による解除＞

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、この保険契約の保険金等（保険料払込の免除を含みます。また、本号においては死亡保険金を除きます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の保険金等（保険料払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。）の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (6) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者に該当する場合
- (7) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大

事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第6号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- 2 保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号①から⑤までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同じ。）を支払わず、また、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた免除事由による保険料の払込免除を行いません。もし、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込免除をしていたときは、払込を免除した保険料の払込がなかつたものとして取り扱います。
- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。
- 4 本条の規定により保険契約が解除された場合は、解約払戻金を保険契約者に支払います。ただし、他のいかなる規定にかかわらず、第1項第6号の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金その他一切の金員を支払いません。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

13. 解約・払戻金

第31条＜解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向って保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第32条＜基準介護年金年額の減額＞

- 1 保険契約者は、死亡保険金額遞増期間中に限り、会社の定めるところにより、将来に向って基準介護年金年額を減額することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により基準介護年金年額を減額した場合は、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。
- 4 本条の規定により基準介護年金年額を減額した場合は、保険証券に裏書きします。

第33条＜払戻金＞

- 1 解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中

の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数)により計算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護年金または高度障害年金の支払中の保険契約には、解約払戻金はありません。また、高度障害年金が支払われた場合で、高度障害状態が死亡保険金額遞増期間の満了する日まで継続したときは、死亡保険金額遞増期間の満了する日の翌日以後の解約払戻金はありません。
- 3 払戻金の支払時期および支払場所については、第9条＜保険金等の支払時期および支払場所＞の規定を準用します。

第34条＜受取人による保険契約の存続＞

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金等(特約の給付金等を含みます。以下、本条において同じ。)の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者でないこと
 - (2) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 3 前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに保険金等の支払事由が生じ、この保険契約が消滅する場合で、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。
- 5 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護年金等(介護一時金、高度障害年金および高度障害一時金を含みます。以下、本条において同じ。)の支払事由が生じ、会社が介護年金等を支払うべきときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 介護年金等の金額が第2項本文の金額以上のとき
会社は、第2項本文の金額の限度で、介護年金等を債権者等に支払います。この場合、第1項の解約はその効力を生じません。なお、債権者等への支払後に残額がある場合は、会社はその残額を介護年金等の受取人に支払います。
 - (2) 介護年金等の金額が第2項本文の金額に足りないとき
第1項および第2項の規定にかかわらず、介護年金等の支払事由が発生する日の前日に解約の効力を生じるものとし、会社は、第2項本文の金額を限度に解約払戻金(同時に支払われる払戻金を含みます。)を債権者等に支払います。なお、債権者等への支払後に残額がある場合は、会社はその残額を保険契約者に支払います。
- 6 前項までの規定にかかわらず、この保険契約に公的介護保険制度連動年金支払移行特約または確定年金支払移行特約を付加した場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後1か月以内に、これらの特約の締結日が到来するときは、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力を生じるものとします。

14. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第35条<年齢の計算>

- 被保険者の契約年齢は、戸籍上に記載された出生年月日を基準として契約日現在の満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。
- 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第36条<年齢および性別の誤りの処理>

- 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
 - 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約時の保険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していたときには、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。
 - 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
 - すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。
 - すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、保険金等の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき保険金等から差し引きます。

15. 契約者配当

第37条<契約者配当>

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16. 時効

第38条<時効>

介護年金、介護一時金、高度障害年金、高度障害一時金、死亡保険金、保険料積立金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がない場合は消滅します。

17. 管轄裁判所

第39条<管轄裁判所>

- この保険契約における保険金等の請求に関する訴訟については、会社の日本における主たる事務所の所在地または保険金等の受取人（保険金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

18. その他

第40条＜高度障害年金、高度障害一時金、死亡保険金の請求の際の必要書類に関する特則＞

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人として、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、高度障害年金、高度障害一時金または死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第41条＜介護年金支払限度特則＞

- 1 本特則は、この保険契約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、介護年金支払限度年数を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 第6条＜保険金等の支払＞第1項第1号の規定にかかわらず、介護年金の支払は、通算して、前号において指定された介護年金支払限度年数の年数分を限度とします。
 - (3) 第33条＜払戻金＞第2項の規定のほか、介護年金の支払が前号の限度に達した場合にも、限度に達した時以後の解約払戻金はありません。
 - (4) 第1号において指定された介護年金支払限度年数は、変更することができません。
 - (5) 保険証券に記載します。
 - (6) 本特則のみの解約はできません。

第42条＜低解約払戻金特則＞

- 1 本特則は、この保険契約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、低解約払戻金期間満了年齢および低解約払戻金割合（1よりも小さい割合とします。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
 - (2) 低解約払戻金期間は、責任開始期の属する日から被保険者の満年齢が前号において指定された低解約払戻金期間満了年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日（低解約払戻金期間満了年齢に達した日と年単位の契約応当日が一致する場合は、その応当日）

の前日までとします。

- (3) 低解約払戻金期間における解約払戻金は、第33条＜払戻金＞第1項の規定にかかわらず、第33条＜払戻金＞第1項の規定により計算した解約払戻金に、第1号において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。ただし、払済保険に変更した場合を除きます。
- (4) 第1号において指定された低解約払戻金期間満了年齢および低解約払戻金割合は、変更することができません。
- (5) 第18条＜保険料払込期間の変更＞第1項第2号に定める歳満期払済から終身払への変更は取り扱いません。
- (6) 保険証券に記載します。
- (7) 本特則のみの解約はできません。

第43条＜その他＞

この約款で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引きおこされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- (2) 薬物依存
「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- (3) 意識障害
「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。
通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。
意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。
意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などをしめす状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。
- (4) 見当識障害と要介護状態
この保険に規定する見当識障害があると、昼夜の区別や、季節の区別がつかなくなったり、自分の住んでいる家や、今いる場所がわからなくなったり、家族や周囲の人がだれだかわからなくなります。したがって、この保険に規定する見当識障害があると、通常一人で日常生活をすることが困難となり、他人の介護が必要な状態となるので、見当識障害のあることを「痴ほうによる要介護状態」といいます。

確定年金支払移行特約

(平成24年4月1日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、すでに締結されている終身介護年金保険（終身介護年金増額特約を含みます。）、介護年金定期保険または介護特約〔がん保険〕の全部または一部について、将来の介護年金や死亡保険金などの保障にかえて、年金の支払を行い、老後の生活安定を図ることを目的としたものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部を確定年金支払に移行する旨の申出があり、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約の一部を確定年金支払に移行するときは、つぎに定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、確定年金支払に移行しない部分の基準介護年金額を指定することを要します。
 - (2) 確定年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち確定年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日の翌日とします。
- 4 保険契約者は、つぎのいずれかの場合には、この特約を締結することはできません。
 - (1) 主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日の翌日が保険料払込期間中のとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (3) 主契約の介護年金が支払われ、その「痴ほうによる要介護状態」または「寝たきりによる要介護状態」が主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日を含んで継続しているとき
 - (4) 主契約の高度障害年金が支払われ、その「高度障害状態」が主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日まで継続しているとき
 - (5) 主契約に介護年金支払限度特則が付加されている場合で、主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日までに主契約の介護年金の支払が介護年金支払限度特則で定めた限度に達しているとき
 - (6) 主契約のうち確定年金支払に移行する部分について、この特約の締結日における基本年金額が会社の定める金額を下まわるとき
 - (7) その他、会社の定める条件を満たさないとき
- 5 この特約が付加された後は、つぎの取扱を行いません。ただし、主契約のうち確定年金支払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - (1) 主契約の介護年金および介護一時金の支払
 - (2) 主契約の死亡保険金の支払
- 6 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。
- 7 この特約が締結されたときは、年金証書を発行します。

第2条<基本年金額の計算>

基本年金額は、主契約のうち確定年金支払に移行した部分（以下、「確定年金支払移行部分」といいます。）のこの特約の締結日における保険料積立金をもとに、この特約の締結日における会社の定める利率により計算します。

第3条<年金支払期間>

保険契約者は、この特約を締結する際、確定年金支払移行部分について、会社の定める範囲で、年金支払期間を指定することを要します。

第4条<年金の支払>

会社は、年金支払期間中、つぎに定める年金支払日に被保険者が生存していたとき、基本年金額を支払います。

- (1) 第1回年金支払日
この特約の締結日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日

第5条<年金受取人>

- 1 保険契約者は、この特約を締結する際、保険契約者または被保険者のうち、いずれかを年金受取人として指定してください。ただし、主契約の一部を確定年金支払に移行するときは、保険契約者とします。
- 2 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の締結日以後は、保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。

第6条<年金支払期間中に被保険者が死亡した場合の取扱>

第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、第4条<年金の支払>の規定にかかわらず、会社は、年金受取人に、残存年金支払期間の未払の年金の現価を一時に支払います。

第7条<年金の一時支払>

年金受取人は、第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残存年金支払期間の未払の年金の現価を請求することができます。

第8条<年金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 年金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、年金を請求してください。
- 2 年金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条<年金受取人の変更>

- 1 この特約の締結日に指定された年金受取人は、以後変更することができません。ただし、年金受取人が死亡した場合、年金受取人は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。
- 2 前項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- 3 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 4 年金受取人は、その権利を第三者に譲渡しまたは担保に供することはできません。

第10条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。この場合、「解約払戻金」とあるのは「年金の一時支払額」とし、年金受取人に支払うものとします。

第11条＜解約および基本年金額の減額＞

確定年金支払移行部分の解約および基本年金額の減額は取り扱いません。

第12条＜確定年金支払移行部分の消滅＞

確定年金支払移行部分はつぎのいずれかに該当した場合に、消滅するものとします。

- (1) 第6条＜年金支払期間中に被保険者が死亡した場合の取扱＞の規定により、年金の一時支払が行われたとき
- (2) 第7条＜年金の一時支払＞の規定により、年金の一時支払が行われたとき
- (3) 年金支払期間中の最後の年金が支払われたとき

第13条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第14条＜終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加する場合の特則＞

この特約を終身介護年金保険〔総合型〕または終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条＜特約の締結＞第1項中、「すでに締結されている保険契約（以下、「主契約」といいます。）」とあるのを「すでに締結されている保険契約（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕を含みます。以下、「主契約」といいます。）」と読み替えます。
- (2) 第1条＜特約の締結＞第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 主契約の一部を確定年金支払に移行するときは、つぎに定めるところによります。

- (1) 保険契約者は、確定年金支払に移行しない部分の基準介護年金年額（特約基準介護年金年額を含みます。）を指定することを要します。

- (2) 確定年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕の特約条項を含みます。以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち確定年金支払に移行しない部分」と、「この特約」とあるのを「この特約のうち確定年金支払に移行しない部分」と読み替えます。

- (3) 第1条＜特約の締結＞第5項を、つぎのとおり読み替えます。

5 この特約が付加された後は、つぎの取扱を行いません。ただし、主契約のうち確定年金支払に移行しない部分についてはこの限りではありません。

- (1) 主契約の介護年金、特約介護年金、介護一時金および特約介護一時金の支払

- (2) 主契約の死亡保険金および特約死亡保険金の支払

第15条＜新がん保険、がん保険〔2000〕に付加する場合の特則＞ (記載省略)

公的介護保険制度連動年金支払移行特約

(平成24年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、すでに締結されている終身介護年金保険（終身介護年金増額特約を含みます。）、介護年金定期保険、介護特約〔がん保険〕などの全部または一部について、将来の介護年金や死亡保険金などの保障にかえて、公的介護保険制度連動年金の支払を行い、公的介護保険制度の補完的役割を担うことを主な内容とするものです。

第1条＜用語の意義＞

この特約において「公的介護保険制度」、「要介護認定」、「要支援認定」および「要介護認定または要支援認定の申請」の意義は、つきの各号のとおりとします。

(1) 公的介護保険制度

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

(2) 要介護認定

公的介護保険制度における要介護認定をいい、介護保険法第19条第1項によるものとします。

(3) 要支援認定

公的介護保険制度における要支援認定をいい、介護保険法第19条第2項によるものとします。

(4) 要介護認定または要支援認定の申請

公的介護保険制度における要介護認定の申請または要支援認定の申請をいい、介護保険法第27条第1項および第32条第1項によるものとします。

第2条＜特約の締結＞

1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行する旨の申出があり、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2 主契約の一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行するときは、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の締結の際、会社所定の範囲内で、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分の基準介護年金額を指定してください。

(2) 主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分については、この特約の締結日以後も、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、この特約の締結日以後は、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分」と読み替えます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人の代表者に関する規定、ならびに年齢および性別の誤りの処理に関する規定を除きます。

3 この特約の締結日は、主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日の翌日とします。

4 保険契約者は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約を締結することはできません。

(1) 主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日の翌日が保険料払込期間中のとき

- (2) 主契約の保険料払込期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
- (3) 主契約の介護年金が支払われ、その「痴ほうによる要介護状態」または「寝たきりによる要介護状態」が主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日を含んで継続しているとき
- (4) 主契約の高度障害年金が支払われ、その「高度障害状態」が主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日まで継続しているとき
- (5) 主契約に介護年金支払限度特則が付加されている場合で、主契約の死亡保険金額遞増期間の満了する日までに主契約の介護年金の支払が介護年金支払限度特則で定めた限度に達しているとき
- (6) 主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行する部分について、この特約の締結日における保険料積立金が会社の定める金額を下まわるとき
- (7) この特約の締結日の前日までに要介護認定または要支援認定の申請が行われたとき
- (8) その他、会社の定める条件を満たさないとき
- 5 この特約が付加された後は、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行した部分（以下、「公的介護保険制度連動年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行いません。
- (1) 介護年金および介護一時金の支払
 - (2) 死亡保険金の支払
- 6 保険契約者は、会社の定める日までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。
- 7 この特約が締結されたときは、保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第3条<年金受取人>

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、保険契約者または被保険者のうち、いずれかを年金受取人として指定してください。ただし、主契約の一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行するときは、保険契約者とします。
- 2 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の締結日以後は、公的介護保険制度連動年金支払移行部分についての権利および義務のすべてを承継するものとします。

第4条<公的介護保険制度連動年金の支払>

- 1 公的介護保険制度連動年金の支払は、つぎのとおりとします。

公的介護保険制度連動年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の締結日前に、被保険者について要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがなく、被保険者が、この特約の締結日以後、初めて要介護認定または要支援認定を受けたとき
受取人	年金受取人

- 2 第1回の公的介護保険制度連動年金の支払日（以下、「年金支払開始日」といいます。）は、公的介護保険制度連動年金の支払事由が生じた日とし、その支払額は第5項に定める基準年金額と同額とします。
- 3 年金受取人は、第1回の公的介護保険制度連動年金の請求の際、会社の定める範囲で、公的介護保険制度連動年金が支払われる年数（以下、「年金支払年数」といいます。）を指定してください。
- 4 第2回以後の公的介護保険制度連動年金の支払日は、年金支払開始日からその日を含めて年金支払年数を経過した日までの年金支払開始

日の年単位の応当日（以下、「年金支払日」といいます。）とし、その支払額は第5項に定める基準年金額と同額とします。

5 基準年金額は、第1回の公的介護保険制度連動年金の請求の際に、つぎのとおり計算します。

(1) 公的介護保険制度連動年金支払移行部分のこの特約の締結日における保険料積立金をもとに、この特約の締結日における予定利率および予定死亡率等の会社の定める率により、この特約の締結日から年金支払開始日までの期間に応じて、公的介護保険制度連動年金の原資を計算します。

(2) 前号の規定により計算された公的介護保険制度連動年金の原資をもとに、年金支払開始日における会社の定める利率により、年金支払年数に応じて、基準年金額を計算します。

6 会社は、第1回の公的介護保険制度連動年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に発行します。

第5条<公的介護保険制度連動年金支払中に被保険者が死亡した場合の取扱>

年金支払開始日以後、最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、前条第4項の規定にかかわらず、会社は、年金受取人に、未払の公的介護保険制度連動年金の現価を一時に支払います。

第6条<公的介護保険制度連動年金の一時支払>

年金受取人は、年金支払開始日以後、最後の年金支払日前に限り、将来の公的介護保険制度連動年金の支払にかえて、未払の公的介護保険制度連動年金の現価の一時支払を請求することができます。

第7条<公的介護保険制度連動年金の請求、支払時期および支払場所>

1 公的介護保険制度連動年金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2 年金受取人は、公的介護保険制度連動年金の支払事由が生じたときは、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、公的介護保険制度連動年金を請求してください。

3 公的介護保険制度連動年金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第8条<年金受取人の変更>

1 この特約の締結日に指定された年金受取人は、以後変更することができません。ただし、年金受取人が死亡した場合、年金受取人は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。

2 前項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。

3 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

4 年金受取人は、その権利を第三者に譲渡しましたは担保に供することはできません。

第9条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。この場合、「解約払戻金」とあるのは「払戻金（年金開始日以後は年金の一時支払額）」とし、年金受取人に支払うものとします。

第10条＜解約および基準年金額の減額＞

公的介護保険制度連動年金支払移行部分の解約および基準年金額の減額は取り扱いません。

第11条＜公的介護保険制度連動年金支払移行部分の消滅＞

公的介護保険制度連動年金支払移行部分はつぎの各号のいずれかに該当した場合に、消滅するものとします。

- (1) 第5条＜公的介護保険制度連動年金支払中に被保険者が死亡した場合の取扱＞の規定により、公的介護保険制度連動年金の一時支払が行われたとき
- (2) 第6条＜公的介護保険制度連動年金の一時支払＞の規定により、公的介護保険制度連動年金の一時支払が行われたとき
- (3) 第12条＜特約の払戻金＞の規定により、この特約の払戻金が支払われたとき
- (4) 最後の年金支払日に公的介護保険制度連動年金が支払われたとき

第12条＜特約の払戻金＞

- 1 この特約の締結日以後、公的介護保険制度連動年金の支払事由の発生前に、被保険者が死亡したときは、会社は、この特約の払戻金を年金受取人に支払います。
- 2 この特約の締結日以後、公的介護保険制度連動年金の支払事由の発生前に、年金受取人から請求があったときは、会社は、将来の公的介護保険制度連動年金の保障にかえて、この特約の払戻金を年金受取人に支払います。
- 3 前2項のこの特約の払戻金は、公的介護保険制度連動年金支払移行部分のこの特約の締結日における保険料積立金をもとに、この特約の締結日における会社の定める利率(予定利率を下まわる利率とします。)により、この特約の締結日からの経過年月数に応じて計算します。
- 4 この特約の払戻金の支払時期および支払場所については、第7条＜公的介護保険制度連動年金の請求、支払時期および支払場所＞の規定を準用します。

第13条＜公的介護保険制度の変更に伴う公的介護保険制度連動年金の支払事由の変更＞

- 1 会社は、公的介護保険制度に変更が生じた場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、公的介護保険制度連動年金の支払事由を公的介護保険制度の変更内容に応じて変更することができます。
- 2 本条の規定により公的介護保険制度連動年金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日(以下、「支払事由変更日」といいます。)の2か月前までに年金受取人にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた年金受取人は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 公的介護保険制度連動年金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に第12条＜特約の払戻金＞第2項の規定にもとづきこの特約の払戻金を請求する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、年金受取人により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第14条＜管轄裁判所＞

公的介護保険制度連動年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第16条＜終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加する場合の特則＞

この特約を終身介護年金保険〔総合型〕または終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第2条＜特約の締結＞第1項中、「すでに締結されている主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）」とあるのを「すでに締結されている主たる保険契約（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕）を含みます。以下、「主契約」といいます。）」と読み替えます。

(2) 第2条＜特約の締結＞第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 主契約の一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行するときは、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の締結の際、会社所定の範囲内で、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分の基準介護年金年額（特約基準介護年金年額を含みます。）を指定してください。

(2) 主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分については、この特約の締結日以後も、主契約の普通保険約款（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕）の特約条項を含みます。以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、この特約の締結日以後は、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分」と、「この特約」とあるのを「この特約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分」と読み替えます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人の代表者に関する規定、ならびに年齢および性別の誤りの処理に関する規定を除きます。

(3) 第2条＜特約の締結＞第5項を、つぎのとおり読み替えます。

5 この特約が付加された後は、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行した部分（以下、「公的介護保険制度連動年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行いません。

(1) 介護年金、特約介護年金、介護一時金および特約介護一時金の支払

(2) 死亡保険金および特約死亡保険金の支払

第17条＜新がん保険、がん保険〔2000〕に付加する場合の特則＞（記載省略）

第18条＜終身保険〔低解約払戻金型〕に付加する場合の特則＞（記載省略）

指定代理請求特約

(平成28年3月22日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条<特約の対象となる給付金等>

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条<指定代理請求人の指定>

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除く）

きます。）であると会社が認めた場合

- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合（第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者（以下、「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条＜告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知＞

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を附加した場合には、主約款または附加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を附加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

(記載省略)

第12条<主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱>

(記載省略)

第13条<主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱>

(記載省略)

第14条<主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱>

主契約に総合介護保障移行特約、確定年金支払移行特約、公的介護保険制度連動年金支払移行特約、年金支払移行特約など主契約の全部または一部を所定の保障または支払いに移行する特約が付加された場合で、主契約の全部または一部を移行した後に主契約が消滅した場合には、第8条<特約の消滅>の規定にかかわらず、この特約は消滅しません。

団体取扱特約〔A〕

(平成22年3月2日改定)

第1条<特約の適用範囲>

- 1 この特約は、会社と「団体取扱契約〔A〕」を締結した官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から定期的に給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。
- 2 つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者が、名よせのうえ合算（同一人の場合には1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2つ以上あるときは、1事業所においてこの特約の人数要件を満たさなくても、前項および前2号のいずれかに該当する事業所が他にある場合

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Aとします。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に

振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかつたものとして取り扱います。

4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条＜保険料領収証＞

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条＜保険料の前納＞

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条＜特約の失効＞

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔A〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条＜特約の適用範囲＞に定める保険契約者または被保険者の数が20名未満となり、6ヶ月を経過してもなお20名以上とならなかつたとき

第8条＜特約の失効した保険契約の取扱＞

- 1 前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。
- 2 前項の規定にかかわらず前条第6号によってこの特約が失効した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を「団体取扱特約〔B〕」の取扱に変更します。この場合の保険料率は、団体保険料率Bによります。

第9条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条＜一括保険証券＞

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することができます。

第11条＜団体との取り決めによる取扱＞

第2条＜契約日の特則＞、第4条＜保険料の払込＞またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

団体取扱特約〔B〕

(平成22年3月2日改定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、会社と「団体取扱特約〔B〕」を締結した官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の団体において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者の数が10名以上いる場合、または団体もしくは団体の代表者が保険契約者となり、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Bとします。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つきの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

特約

団体
取扱
特約
〔B〕

4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条＜保険料領収証＞

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条＜保険料の前納＞

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条＜特約の失効＞

つきの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者(団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者)が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔B〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条＜特約の適用範囲＞に定める保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6か月（月払契約の場合は3か月）を経過してもなお10名以上とならなかったとき

第8条＜特約の失効した保険契約の取扱＞

前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条＜一括保険証券＞

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条＜団体との取り決めによる取扱＞

第2条＜契約日の特則＞、第4条＜保険料の払込＞またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

保険料口座振替特約

(平成26年9月22日改定)

第1条<特約の適用>

- この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つきの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つきのとおり取り扱います。
 - 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

特約

保険料口座振替特約

の指定した場所に払い込んでください。

第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条＜指定口座または提携金融機関等の変更＞

1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。

2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。

3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
(2) 保険契約が消滅または失効したとき
(3) 保険料の前納が行われたとき
(4) 保険料の払込を要しなくなったとき
(5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
(6) 第1条＜特約の適用＞第2項に該当しなくなったとき

第8条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
- ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
- ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
 - ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
 - ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
 - ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

(3) 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

(3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。

(4) 第4条＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(平成26年9月22日改定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合には、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つきの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つきのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の喪失、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の喪失、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条＜給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則＞

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

別表1 請求書類

<終身介護年金保険〔総合型〕>

1. 保険金等の請求書類

項目	必要書類
介護年金等 ・介護年金 ・介護一時金 ・高度障害年金 ・高度障害一時金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
死亡保険金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
解約等 ・解約 ・基準介護年金年額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
復活	・会社所定の請求書 ・被保険者についての会社所定の告知書
契約内容の変更 ・保険料の払込方法（回数）の変更 ・保険料払込期間の変更 ・払済保険への変更	・会社所定の請求書 ・保険証券
未経過期間に対応した保険料相当額の払い戻し	・会社所定の請求書 ・被保険者の住民票 ・保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書
保険契約者等の変更 ・保険契約者の変更 ・介護年金受取人、死亡保険金受取人の変更	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	・会社所定の請求書 ・保険契約者の相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・遺言書の写し

受取人による保険契約の存続	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・受取人の印鑑証明書 ・受取人の戸籍抄本 ・債権者等への支払を証する書類
---------------	---

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<確定年金支払移行特約>

項目	必要書類
年金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券（第1回の年金の場合） ・年金証書（第2回以後の年金の場合）

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

＜公的介護保険制度連動年金支払移行特約＞

項目	必要書類
第1回の公的介護保険制度連動年金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・要介護認定または要支援認定の結果について記載された介護保険被保険者証・被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
第2回以後の公的介護保険制度連動年金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・年金証書
特約の払戻金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・被保険者の死亡による請求の場合は、被保険者の住民票（会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<指定代理請求特約>

1. 納付金等の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求による納付金等の支払	<ul style="list-style-type: none">・主約款または付加特約の特約条項に定める納付金等の請求書類・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し・納付金等の受取人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による納付金等の支払	<ul style="list-style-type: none">・主約款または付加特約の特約条項に定める納付金等の請求書類・代理請求人の住民票と印鑑証明書・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し・納付金等の受取人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類・指定代理請求人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つきのいずれかの状態をいいます。

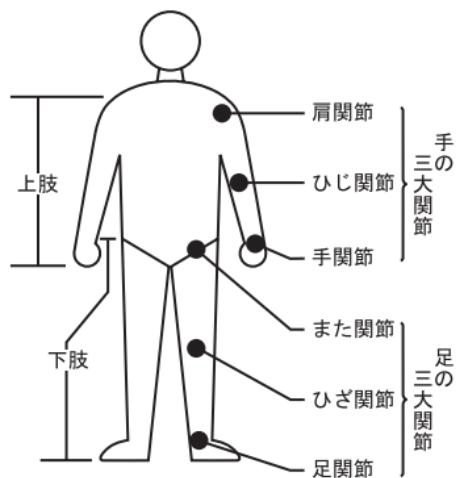
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしやくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

〈備考〉

〔別表3 対象となる高度障害状態〕について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしやくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つきの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしやくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた膝関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表13 死亡保険金額遞増期間中の死亡保険金額

つきの算式によって計算される金額（ただし、解約払戻金がこの額を上まわる場合は解約払戻金額）とします。

1. 年払、半年払または月払の保険契約（転換後契約のうち保険料払込部分を含みます。）

$$(\text{基準介護年金年額} \times \text{下表の率}) \times (\text{経過年数} / \text{契約日から死亡保険金額遞増期間の満了する日までの年数})$$
 [1円未満を四捨五入]
2. 払済保険に変更後の保険契約

$$(\text{変更後の基準介護年金年額}) \times (\text{下表の率}) \times \{1 - 0.015 \times (\text{死亡保険金額遞増期間の満了する日までの残余年数})\}$$
 [1円未満を四捨五入]
3. 転換後契約のうち転換部分

$$(\text{転換部分の基準介護年金年額}) \times (\text{下表の率}) \times \{1 - 0.015 \times (\text{死亡保険金額遞増期間の満了する日までの残余年数})\}$$
 [1円未満を四捨五入]

(注1) 「経過年数」とは、契約日から被保険者の死亡した日までの経過年数をいい、1年未満の端数については切り上げます。

(注2) 「死亡保険金額遞増期間の満了する日までの残余年数」とは、被保険者の死亡した日から死亡保険金額遞増期間の満了する日までの年数をいい、1年未満の端数については切り捨てます。

別表
13

<「介護年金支払限度特則」を付加していない場合>

死亡保険金額遞増期間満了年齢	男性	女性
満60歳	3. 14852	4. 81713
満65歳	3. 29881	5. 12820
満70歳	3. 43439	5. 40341
満75歳	3. 57750	5. 62546

<「介護年金支払限度特則（介護年金支払限度年数：10年）」を付加している場合>

死亡保険金額遞増期間満了年齢	男性	女性
満60歳	2. 95641	4. 38918
満65歳	3. 13493	4. 70826
満70歳	3. 30925	5. 02098
満75歳	3. 48919	5. 30403

別表32 器質性痴呆

器質性痴呆とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つきの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02 0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02 1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02 2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02 3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02 8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において上記疾病以外に器質性痴呆に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎ 0120-5555-95

●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合うことがあります。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

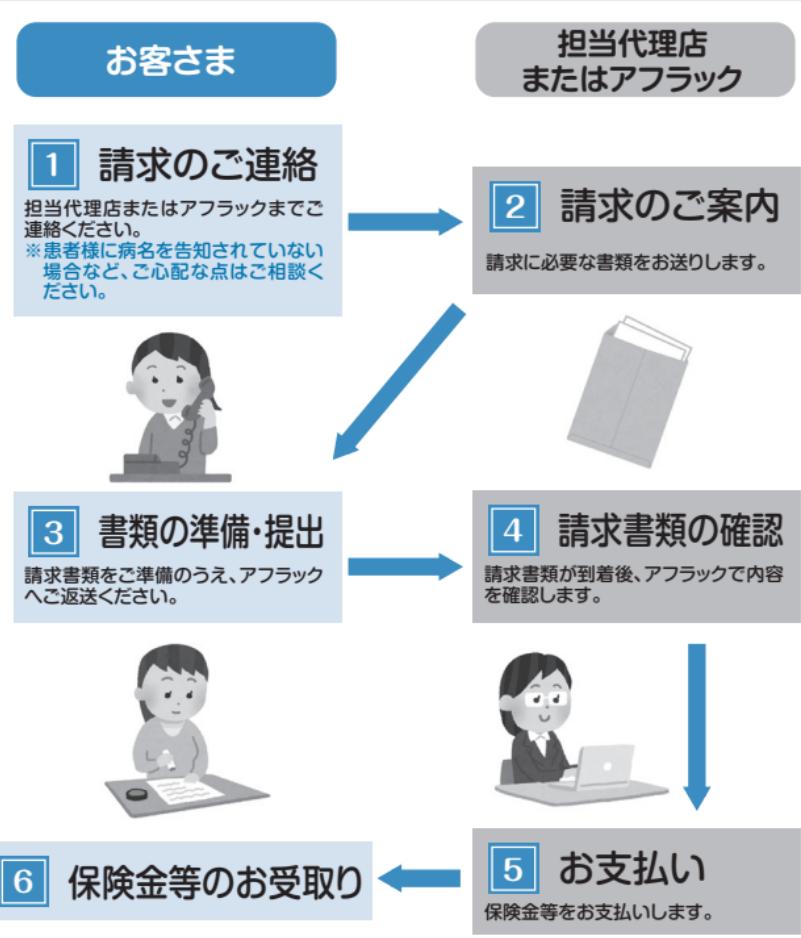
指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなお問い合わせをお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁判審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



保険金等ご請求手続きの流れ

保険金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、保険金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。



アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00 ●月曜日～金曜日（祝日を除く）

※月曜日は電話が込み合うことがあります。

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyu>

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に

- クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)
- 給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合について
- 告知義務について
- 保障の開始について
- 保険料のお払込方法について
- 保険料払込の猶予期間と失効について
- ご契約の復活について
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など募集代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

2015年12月作成

募集代理店

 **アフラック**(アメリカンファミリー生命保険会社)
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

「ご契約のしおり・約款」の一部変更について

このたび、保険契約のお申込に際してお手元にお届けしました「ご契約のしおり・約款」につきまして、下記のとおり一部変更します。

つきましては、当書面にて変更後の内容をご連絡しますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて保存いただきますようお願い申しあげます。

ご契約のしおり

1. 「責任開始期に関する特約」の新設に伴う変更

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、「ご契約のしおり」の記載内容の一部が下記のとおり変更となります。

保障の開始

・当社がご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の責任開始期(日)は、つぎのとおりです。

①がん保険

「申込または告知のいざれか遅い日（保険期間の始期の属する日）」から3か月を経過した日の翌日

（第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込の場合、責任開始期は「第1回保険料の払込日の属する月の1日（保険期間の始期の属する日）」から3か月を経過した日の翌日となります。）

②がん保険以外

「申込または告知のいざれか遅い時」

（第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込の場合、責任開始期は「第1回保険料の払込日の属する月の1日」となります。）

※三大疾病保障プランや三大疾病一時金特約など、待期間がある保障は、「①がん保険」と同じとなります。

第1回保険料払込の猶予期間とご契約の無効

・保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。

	払込期月	猶予期間
月払	責任開始期*の属する日から責任開始期*の属する月の翌月末日まで	払込期月の翌月の1日から
半年払		払込期月の翌々月末日まで
年払		

・ご契約の無効

第1回保険料のお払込がないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は無効となります。（責任開始期*に遡ってご契約がなかったものとなります。）無効となった場合、つぎのとおりお取扱いします。

- (1) お支払いする払戻金はありません。
- (2) 今後新たにご契約をされる際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）
- (3) ご契約の復活のお取扱はありません。

*がん保険の場合は、「責任開始期」を「保険期間の始期」に読み替えます。

クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）

・お申込者またはご契約者（以下、「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。（第1回保険料を勤務先など団体や集団を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日からその日を含めて**8日以内**となります。）

2. 「生命保険契約者保護機構」に関する記載内容の一部変更

「ご契約のしおり」に記載の「生命保険契約者保護機構」について、「仕組みの概略図」中の「財政措置」の説明内容を、次のとおり変更します（下線部分が変更箇所になります）。

	記載内容
変更前	上記の「財政措置」は、 <u>平成29年（2017年）3月末</u> までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
変更後	上記の「財政措置」は、 <u>平成34年（2022年）3月末</u> までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

責任開始期に関する特約

(平成 29 年 2 月 20 日制定)

第 1 条 <特約の適用>

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

第 2 条 <責任開始期および契約日>

- 1 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期とします。
 - (2) 前号の責任開始期の属する月の翌月 1 日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、責任開始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等（以下、「給付金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- 3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第 3 条 <第 1 回保険料の払込および猶予期間等>

- 1 保険契約者は、第 1 回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第 1 回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- 3 第 1 回保険料の払込については、第 1 回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 4 前条第 2 項または第 3 項の規定により月払の保険契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第 2 回保険料の猶予期間は、第 1 回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第 4 条 <第 1 回保険料の払込前に保険事故が発生した場合>

- 1 第 1 回保険料の払込がないまま、第 1 回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する給付金等の支払事由が生じたときは、第 1 回保険料を支払うべき給付金等から差し引きます。また、

第2回以後の保険料について、主約款または特約の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき給付金等から差し引きます。

2 前項の場合、支払うべき給付金等が第1回保険料（注1）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注1）を払い込んでください。第1回保険料（注1）の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金等を支払いません。

3 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注2）を払い込んでください。第1回保険料（注2）の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

（注1）第1項の規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

（注2）主約款または特約の特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。

第5条＜第1回保険料が払い込まれないことによる無効＞

1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約および付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

2 前項の規定によって主契約および特約を無効とした場合、保険料積立金その他払戻金の払い戻しはありません。

第6条＜特約の解約＞

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第7条＜第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金＞

第1回保険料の払込前の主契約および特約には解約払戻金はありません。

第8条＜主約款の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合の特則＞

この特約を保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

（1）保険料口座振替特約の＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞の規定、＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定および＜契約日等の特則＞の規定は適用しません。

（2）振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、つぎのとおり取り扱います。

① 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となったとき（第1回保険料から口座振替を行う場合で、提携金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかったときを含みます。）

(ア) 月払の保険契約の場合

(a) 翌月の振替日に第2回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(b) (a)の口座振替も不能となった場合は、翌々月の振替日に第3回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(イ) 年払または半年払の保険契約の場合

(a) 振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(b) (a)の口座振替も不能となった場合は、振替日の属する月の翌々月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となったとき
(①に該当する場合を除きます。)

(ア) 月払の保険契約の場合

翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(イ) 年払または半年払の保険契約の場合

振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(3) 前号の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、この特約または主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条 <保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

この特約を保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合には、保険料クレジットカード支払特約の<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>の規定および<契約日等の特則>の規定は適用しません。

第11条 <団体取扱特約等とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合の特則>

この特約を団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約または特別集団取扱特約（以下、「団体取扱特約等」といいます。）とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 団体取扱特約等の<契約日の特則>の規定は適用しません。

(2) 第2条<責任開始期および契約日>および第3条<第1回保険料の払込および猶予期間等>の規定を、つぎのとおり読み替えます。この場合、第1回保険料を給与から控除する日または指定口座から団体の口座に振り替える日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）を「振替日等」とします。

第2条 <責任開始期および契約日>

主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- (1) 振替日等の属する月の始期を主契約の責任開始期とします。
- (2) 前号の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 <第1回保険料の払込および猶予期間等>

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
 - 2 第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の末日までとします。
 - 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- (3) 第1回保険料をつぎの方法以外で払い込む場合は、前号および第2条第3項の規定は適用しません。
- ① 給与から控除したうえで会社に払い込む方法
 - ② 指定口座から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む方法

第12条 <がん保険に付加した場合の特則>

- 1 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条 <責任開始期および契約日> および第3条 <第1回保険料の払込および猶予期間等> の規定を、つぎのとおり読み替えます。

第2条 <保険期間の始期および契約日>

- 1 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の保険期間の始期とします。
 - (2) 前号の保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 <第1回保険料の払込および猶予期間等>

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、保険期間の始期の属する日から保険期間の始期の属する月の翌月末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌

月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- 4 前条第2項の規定により月払の保険契約の保険期間の始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

- 2 この特約を団体取扱特約等とあわせてがん保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 団体取扱特約等の＜契約日の特則＞の規定および＜がん保険（無解約払戻金型）等に付加する場合の特則＞の規定は適用しません。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、第2条および第3条の規定を、つぎのとおり読み替えます。この場合、第1回保険料を給与から控除する日または指定口座から団体の口座に振り替える日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）を「振替日等」とします。

第2条＜保険期間の始期および契約日＞

主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- (1) 振替日等の属する月の始期を主契約の保険期間の始期とします。
- (2) 前号の保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条＜第1回保険料の払込および猶予期間＞

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、保険期間の始期の属する日から保険期間の始期の属する月の末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- (3) 第1回保険料をつぎの方法以外で払い込む場合は、前号ならび第1項によって読み替えられた第2条第2項および第3条第4項の規定は適用しません。
- ① 給与から控除したうえで会社に払い込む方法
- ② 指定口座から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む方法

第13条＜被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合の特則＞

- 1 この特約を終身保険（無選択型）等の被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合には、第2条＜責任開始期および契約日＞第1項第1号中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのを「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。
- 2 前項にかかわらず、この特約を保険料払込免除の保障があることも保険に付加した場合には、第2条第1項第1号中、「被保険者」とあるのを「保

険契約者」と読み替えます。

第14条 <健康割引特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

この特約を健康割引特約とあわせて主契約に付加した場合には、健康割引特約の<被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱>の規定にかかわらず、この特約に定める責任開始期から、保険契約上の責任を負います。

以上

 Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

©779175 (00) EP.17.02.30A (新)

AF 商開 2-2016-0028 11月29日